

令和8年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和8年6月12日

招集場所 野洲市役所議場

|      |            |            |
|------|------------|------------|
| 出席議員 | 1 番 田中 遼   | 2 番 山本 剛   |
|      | 3 番 木下 伸一  | 4 番 津村 俊二  |
|      | 5 番 益川 教智  | 6 番 岩井智恵子  |
|      | 7 番 山岡 卓治  | 8 番 橋 完司   |
|      | 9 番 永島 知香  | 10 番 遠藤総一郎 |
|      | 11 番 石川 恵美 | 12 番 工藤 義明 |
|      | 13 番 野並 享子 | 14 番 田中 陽介 |
|      | 15 番 東郷 克己 | 16 番 奥山文市郎 |
|      | 17 番 稲垣 誠亮 | 18 番 荒川 泰宏 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                                      |       |                           |        |
|--------------------------------------|-------|---------------------------|--------|
| 市 長                                  | 櫻本 直樹 | 副 市 長                     | 林 毅    |
| 教 育 長                                | 北脇 泰久 | 病院事業管理者                   | 前川 聡   |
| 政策調整部長                               | 井狩 昭彦 | 政策調整部政策監                  | 小池 秀明  |
| 総 務 部 長                              | 西村 拓巳 | 市 民 部 長                   | 井狩 勝   |
| 健康福祉部長                               | 山本 善亮 | 健康福祉部政策監<br>(高齢者・子育て支援担当) | 北田 一栄  |
| 健康福祉部政策監<br>(地域医療政策担当)<br>市立野洲病院事務部長 | 駒井 文昭 | 都市建設部長                    | 山田 千尋  |
| 環境経済部長                               | 中塚 誠治 | 教 育 部 長                   | 川崎 小百合 |
| 政策調整部次長                              | 飯田 貴史 | 総 務 部 次 長                 | 玉川 俊之  |
| 総 務 課 長                              | 江口 智紀 |                           |        |

出席した事務局職員の氏名

|         |       |           |      |
|---------|-------|-----------|------|
| 事 務 局 長 | 辻 昭典  | 事 務 局 次 長 | 行俊 勉 |
| 書 記     | 赤坂 悦男 | 書 記       | 辻 拓  |

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第45号から議第85号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第13号)) 他40件)

### 質疑

第3 議第45号から議第49号まで並びに議第59号から議第85号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第13号)) 他31件)

### 討論、採決

第4 議第50号から議第58号まで

(令和8年度野洲市一般会計補正予算(第1号) 他8件)

### 常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時30分

## 議事の経過

(再開)

○議長(津村俊二) (午前9時30分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道機関の方が来られていますので、その方に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第15番、東郷克己議員、第16番、奥山文市郎議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(津村俊二) 日程第2、議第45号から議第85号まで「専決処分につき承認を求めることについて(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第13号))」、他40件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第12番、工藤義明議員。

○12番(工藤義明議員) 第12番、工藤義明です。

私は議第49号、専決の6号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、議案質疑をさせていただきます。

本条例は、国保税に子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる課税です。国民健康保険とは全く関係のない内容の条例です。このような条例改正について、専決処分で行うものではなく、議会に提案し、議論を経て決めるものだと考えます。

後期高齢者保険などは、3月議会に提案されました。なぜ3月議会に出されなくての専決処分なのでしょうか。3月議会に間に合わなかった理由があったとしても、臨時議会を開いてでも議会に諮るべき内容の条例と考えます。国が決めたことだから仕方ないという考え方では、地方自治または地方議会を軽視することになるのではないのでしょうか。

答弁を求めます。

今回の改正で市民の負担はどれだけ増額となるのか。例題として、年収400万円を仮定し、18歳以上の被保険者3人家族であれば、年間増額はどれだけになるのか、答弁を求めます。

次に、今回の支援納付金は、今後引き上げられていくとも言われています。高過ぎる国保税に全く健康保険と関係のない支援納付金を徴収し、さらに引き上げるやり方に対し、政府に異議を唱えるべきではないのでしょうか。

市長の見解を求めます。

以上です。

○議長(津村俊二) 市長。

○市長（櫻本直樹） 皆さん、おはようございます。

それでは、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する議案質疑につきまして、建制順によりお答えをさせていただきます。

まず、私のほうから３点目の、政府に異議を唱えるべきではないかのご質問にお答えいたします。

この制度につきまして、全く医療保険と関係ないというご意見でございますが、将来の医療保険制度を支えるのは今の子どもたちであり、単に特定の世帯を支援するだけのものではありません。国の社会保障制度そのものを将来にわたって維持し、ひいては国民一人ひとりの安心へと還元される基盤づくりであり、将来の経済成長と社会保障制度を支える担い手となる子どもたちを社会全体で育てていくための極めて重要な先行投資であると捉えています。

将来に負担を先送りしないという国の姿勢につきましても、私は一定の評価をしており、その旨につきましては、２月定例会におきまして、既にお答えをさせていただいているところであります。

私の考えといたしましては、何よりも大切なことは、この制度が真に実効性を伴うものになっているかという点にあります。そのため、制度の効果について国が責任を持って検証を行うとともに、国民に対し丁寧な説明を尽くし、広く理解を深められるよう、県や全国市長会を通じまして要望しているところであります。

したがいまして、制度の理念そのものに異議を唱える考えはありませんが、今後とも市民や現場の声を丁寧に酌み取りながら、必要に応じて国に提案や要望を行うことで、皆様の思いを反映させていきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、１点目になります地方自治または地方議会を軽視することにならないかという点につきまして、ご回答申し上げます。

今回の子ども・子育て支援金制度に係る改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。同施行令の一部改正につきましては、本年３月３１日に公布、そして翌日４月１日に施行されるということとなっております。このため、本件につきましては、早急な対応が必要ということから、議会を招集して議決を得る時間的余裕がなかったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

なお、専決処分につきましては、地方自治法に規定されました例外的な制度でございます。議会の権限を排除するものではございません。専決処分後につきましては、議会へ報告をさせていただき、承認を求めるということが法律上義務づけられておるところでございます。本件につきましても、法令に基づき適正に対応したものでありますので、ご指摘のような議会を軽視したというような対応ではないというところでございます。

続きまして、2点目でございます。2点目につきましては、今回の改正に伴う被保険者の負担額についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、例示いただきましたケースを基に算出いたしましたものでございます。ご質問のとおり、18歳以上の被保険者がいる世帯を対象といたしまして、給与所得と仮定をいたしまして、年収400万円の方が1名、そして無職、無収入の方が2名いらっしゃるという3人世帯を例として試算させていただきましたところ、子ども・子育て支援金に係る負担額につきましては、年間1万400円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 今、答弁をいただきました。

まず、最初のところですが、軽視していないということなのですが、現実にはこの2番目のところで答弁をいただきましたように、現実には新しい課税ということで、1万400円、この金額が高いか低いかは別です。これだけ負担になることは間違いありません。こういったことが専決で決められるということになれば、議会では何を議論していくのか。ただ国が決めたこと、それを黙って受け入れるということになるのではないのでしょうか。地方議会やはり市民の負担をいかに軽減できるかというところに重点を置くべきだと考えています。この点について、再度またお答えをお願いしたい。

そして、市長のほうの答弁ですが、一定の評価をしていると。この一定という意味が分かりませんが、現実にはこういった新しい税金というのが、これからいろんなところ、いろんな国、県でもつくられ、市民に負担がかかっていくというようなことがあるというふうに想定しています。現実にはこうやって起きているんですから。こういったことを国がやっていることに異議を唱えないということになれば、行政が何を決めていくのか、どうやって市民の負担を軽減していくのか、そういった点についても一度市長のほうから見解を述べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問にお答えいたします。

一定の評価という部分でございますけども、何よりこの制度の持続性を担保すること、これが大前提かなというふうに思っております。

確かに国民、そして市民の負担が大きくなることにつきましては、本来でしたら慎重になるべきところではありますが、それに優先いたしまして、まずはこの社会保険制度をしっかりと守り持続させていくという部分、この部分が重要でございますので、ここの現実から逃げずに、国民に対しましても一定の負担をお願いして制度をしっかりと守っていこうというこの姿勢、またその制度を守るためには、今申し上げましたけれども、社会保障の担い手となる若い世代、特に将来の担い手をしっかりと育て、支えていくという姿勢、これにつきましては私も必要なことであるというふうに思っております。しっかりとその辺りの説明を国民、そして市民に、国そして我々もしていかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

専決をしたという点につきまして、本来議会にかけろべきではないかというご質問であったかなというふうに思います。これにつきましては、先ほどご報告、ご説明させていただきましたとおり、この国保税条例の改正の原因となりました地方自治法の施行令の改正が行われ、そしてそれが公布されたタイミングが3月の31日でございます。そして公布後、施行されるのが翌日という関係で時間的余裕がなかったという部分がございます、今回専決をさせていただいたところでございまして、この専決処理につきましては、地方自治法上にも規定された行為でございます。

そして、議会の関与という部分につきましては、今回の定例会においても専決処分として上程させていただいておりますように、専決処分に係る審議をいただくということになることでございます。決して会期の部分、会期というか議会を軽視したというものではなく、あくまでも根拠法と条例の施行の時間的な部分から、専決処理という地方自治法上の制度を用いて専決を行ったところでございます。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） すいません、答弁の部分でちょっと間違っていた部分がございます。

ました。

最初、自治法の改正、自治法施行令の改正と申し上げたようになっておりますが、正確には地方税法施行令の改正でございます。

訂正しておわび申し上げます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） まず先に市長の答弁なんですが、持続性の維持というもので非常に重要な課題というふうに答弁をいただきました。今回の全体での質問の構成といたしましては、基本的にこの国民健康保険に、なぜ国がこの子ども・子育て支援法というものをここに入れたかという大きな問題点を、私どもはその点をお聞きしています。

それを承知の上で、先ほど西村部長のほうから再度回答いただきました。議会に諮る時間がなかったということをおっしゃいます。こういうことを続けていけば、今後このように2か月、3か月遅れで、私ども議員がいろんな内容について議論をしていかざるを得ないというようなことの前例を、これでまたつくったことになります。

4月から5月、2か月間ありました。そして今日は6月の12日です。この2か月半余りの時間で、なぜ臨時議会というのを開かなかったのか。本当に開く意思があったのかどうかを最後にお聞きして終わります。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

専決後、速やかに臨時議会を開くべきではなかったかという部分でございます。

まず、専決に関しまして、その時点でいわゆる条例の制定行為が完了しておるというところでございます。決定、そして交付、施行という形で、4月1日付で既に施行された条例でございます。ゆえに自治法上では、次の議会にはいわゆる専決処分を行ったことを議案として報告するということになっておりますので、この部分に限って臨時議会を開くというのではなく、次の議会であります6月の定例会に専決処分の議案を上げさせていただいたという流れでございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） それでは、次の議題で議案質疑させていただきます。

次は、議第55号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について質疑をさせていただきます。

今回の改正は、保育士不足を補うため、こども家庭庁が児童福祉法を改正したものです。

地域限定保育士とは、保育士試験を地方自治体で実施し、保育士の資格を与えることができます。内容として、年２回の試験で回数を増やし、試験内容で実技試験は５日間の講習を受けることで免除、３年間その地域で働くことを固定し、その後は全国で働くことが可能になるというものです。地方自治体にとって、３年間保育士を確保することができるメリットとなりますが、保育士にとっては３年間異動することができないデメリットがあります。メリット、デメリットそれぞれありますが、何より重要な実技試験をなくし、講習だけにするということは、保育士の質の低下になるのではないのでしょうか。見解を求めます。

次に、さきの勉強会でも質問させていただきましたが、野洲市では保育士の採用は筆記試験と実技試験を採用していると説明されました。

今後、地域限定保育士の採用を検討されることがあるのかを伺います。

次に、条例改正の２３条、２９条、３１条などで小規模保育事業所にも拡大されることになっています。野洲市においては民間事業所がありますが、その事業者にも採用される可能性があるのではないかと伺います。野洲では、今のところ実技試験は実施されているとのことですが、今後また学童保育所や乳児等通園支援事業や子育て支援センターにおきましても採用可能になっていますが、採用していくことがあるのかを伺います。

以上です。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは２点目から、建制順ということで２点目の、今後地域限定保育士の採用を検討することがあるのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

本市では、令和９年４月１日採用予定の保育士・幼稚園教諭に係ります職員採用試験におきまして、受験資格に地域限定保育士資格を含んだ内容で募集公告を行い、各試験を経て最終合格者に対して採用の内定通知を行う予定をしております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、私のほうからは１点目の、実技試験をなくすことで、保育士の質の低下になるのではないかとご質問にお答えいたします。

地域限定保育士試験の実施に当たりましては、質の低下につながらないように、実施を希望する都道府県が試験実施方法書を提出し、国におきまして必要な知識及び技能を判定す

る試験として適当かどうか等を確認し、認定をされます。このことから、試験の実施は県におきまして国の指針に基づき適正に実施されるものと認識しております。

3点目の、民間事業者において地域限定保育士が採用される可能性があるのかと、4点目の、学童保育所や乳児等通園支援事業や子育て支援センターにおいても採用していくことがあるのかのご質問は関連しておりますので、一括してお答えのほうをさせていただきます。

ご指摘のとおり、本改正によりまして、小規模保育事業所、学童保育所、乳児等通園支援事業所及び子育て支援センターにおきまして、地域限定保育士が勤務することが可能となります。民間事業者や委託事業者において実際にどのように募集、採用を行うかは、それぞれの運営方針や人材確保の状況によるものであり、市として一概に申し上げることはできませんが、公立施設で勤務する職員採用については、地域限定保育士であることのみを理由に特別な扱いをするのではなく、通常の保育士の採用と同様に、人物、適正、保育への理解、協調性等を総合的に判断した上で採用を行うこととなります。

今回の改正により、地域限定保育士を新たな保育士資格として活用できる環境が整うことは、人材確保の選択肢を広げる手段の1つと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） それでは、再質問させていただきます。

最初に答えていただきましたので、西村部長のほうにお聞きします。

野洲市では、現状としては実技試験は実施されています。そういった答弁もいただきました。今後、限定保育士採用というふうになれば、やはり実技試験というのは、国の規定にありますように実技試験は採用しないという方向で進められるのかを、見解をお伺いします。

そして、北田政策監のほうにお聞きします。

実技試験というのは、一体何を取得するためにあるのか。それがなぜ不要なのか。この点についての見解をお聞きしたい。

また、限定保育士の採用となれば、正規保育士との賃金の差というものは存在するのかどうかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目につきましては、実技試験をいわゆる取りやめすることはないのかという部分でございます。

この実技試験につきましては、現状、先ほど説明いたしましたように現在実施をしているところでございますが、現時点におきましては、実技試験を今後実施しないという予定はございません。

2点目のご質問のほうでございますが、保育士と地域限定保育士との給与の差があるのかないのかという部分でございます。

これにつきましては、令和9年度以降入ってこられることとなる可能性があるところではございますが、それぞれの資格によって給与に差をつけるという予定はございません。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

地域限定保育士試験は、国におきまして保育士不足の状況には自治体間に差があることを踏まえまして、通常の保育士試験等のみでは地域の保育士の需要等に対応できない都道府県などについて、その地域で人材を増やすことができるよう、独自の受験機会を設けることを認める仕組みでありますので、より多様な優秀な人材が参入しやすい環境を整えるために、より受験しやすいよう考えられた試験を採用されたものと認識しております。実技試験は免除にはなりますけれども、講習を受けてということ国をのほうで決めておられますので、より受験しやすいというところで、そういった試験内容を採用されたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） それでは、今の質の低下、北田政策監がお答えいただきました。

この制度というのが野洲市で決めた制度ではないということは重々承知の上でお聞きします。

この実技試験が地域限定保育士は必要ない。しかし、そうでない場合は実技試験が存在すると。この矛盾という点はどういうふうに考えておられるのかをお聞きします。

それから、西村部長からお答えいただきました2番目のところで、通常の保育士の、確かに実技試験は実施をこれからもされていくということは理解しています。私がここで問

うているのは、地域限定保育士を今後雇用するということが出てきた場合はどうするのかという点をお聞きしているので、以上の点をお答えをお願いしたいと思います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

通常の試験と地域限定保育士の矛盾というご質問でございますけれども、地域限定保育士は先ほど議員もおっしゃられたように、３年間その地域でのみ働くということが制約としてされております。そういうことから一定、試験のほうをより受験しやすい試験内容に県のほうで定めて実施されるものでございますので、矛盾というよりは、より地域の保育士を確保しやすいように考えられた制度であると認識しております。

以上です。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

まずもって、市において採用させていただいている部分でございますが、当然のことながら採用後、幼稚園、保育園、こども園といったところでしっかりとそれぞれの場において能力を発揮していただくということがまず重要であるということを考えております。

ゆえに、それに見合った能力を持っておられるかというのを採用試験で確認させていただいているわけでございまして、その採用試験におきましては、先ほど申し上げましたように、実技についても試験をさせていただいておるところでございます。

今後におきましても、先ほど申し上げたところと同様であります。受験資格といたしまして、保育士並びに地域限定保育士も含めて、併せまして幼稚園教諭双方を持っておる職員を当方は採用しておりますので、この部分につきましては、採用資格につきましては、このまま今年度からこうさせていただいておるところでございますし、採用試験につきましても、能力の確認という上で同じように実技試験についても実施をしていくという予定でございます。

○１２番（工藤義明議員） 以上で終わります。

○議長（津村俊二） 次に、第１３番、野並享子議員。

○１３番（野並享子議員） おはようございます。

議第５１号「富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、質疑を行います。

富波乙地区計画の建築物の制限に関する条例であります。第５条で敷地面の地盤の高

さの最低限度として、水深0.5メートル未満としなければならないとあります。この敷地と栄住宅の間には中ノ池川があります。これまで野洲市内で内水氾濫が起こったとき、栄住宅へは水はあふれませんでした。堤防の高さが、栄側より富波乙の側の堤防が低かったからではないかと思います。今回の開発で一番住民の関心事は、富波乙の敷地の高さが土手より高くなれば栄地域に水があふれてくるという心配でした。

そこで1点目。

この開発によって土手より高くなるのか、低いままなのか答弁を求めたいと思います。

2点目で、勉強会では正確な答弁がありませんでした。

河川改修の問題だと言われていましたが、その意味が分かりません。土手より高くなるなら重大問題です。地元の方にそういった説明もされていません。今後どのような開発になるのか。また、いつの時点で工場建設がされるのかは分かりませんが、工場の建設の平面図とか立面図の提出を求めたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 今ほどいただきました「富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」についてのご質問にお答えいたします。

まず、本条例を上程しました背景についてご説明させていただきます。

今回上程しました議第51号につきましては、令和8年2月27日付で大津湖南都市計画区域に編入された富波乙地区の地区計画告示内容に合わせ、条例を制定するものです。

本条例の第5条におきまして、建築物の敷地の地盤面の高さを、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において浸水深が50センチメートル未満となるようにしなければならないとしている理由についてご説明します。

これは、滋賀県が平成26年に制定しました滋賀県流域治水の推進に関する条例の第24条におきまして、10年確率降雨時における想定浸水深が0.5メートル以上となる土地の区域については、原則として新たに市街化区域に含めないと規定していることを踏まえたものです。

この条項は、浸水等の災害発生のおそれのある土地を無秩序に市街化することを防止するためのもので、10年確率降雨において50センチメートル以上の浸水が予想される土地を市街化区域に編入する場合においては、ただし書の被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合はこの限りではないとの規定に基

づき、想定浸水深さを５０センチメートル未満にするための対策を実施する必要があると思います。このため、本条例の第５条は事業者に対し、想定浸水深さが確実に５０センチメートル未満となるよう対策の実施を求めるものです。

続きまして、富波乙地区での開発計画についてご説明いたします。

先ほど議員から、中ノ池川の堤防の高さが、左右岸で高さが違うとのご指摘があったのですが、このエリアにおける中ノ池川の堤防の高さは左右岸ほぼ同じでございます。今回の計画では、中ノ池川の堤防の高さは変更せず、一定の距離を確保した上で事業敷地は堤防の高さと同程度またはそれより少し高く造成される予定になっております。このことにつきましては、令和７年７月から９月にかけて、栄、富波乙、桜生自治会を対象に合計６回説明会が実施され、かさ上げ後の地盤高さを含む資料により説明されたということを事業者にも確認しているところでございます。

また、地区計画の区域内に降った雨につきましては、ＪＲより下流で中ノ池川に合流していますが、開発許可の審査に当たりましては、区域内に降った雨水に対して雨水貯留施設の設置を指導しておりまして、下流へ流出する量が開発前よりも増加しないように対応しております。

本市としましては、中ノ池川があふれないようにすることが重要であると考えておりますので、中ノ池川の抜本的な河川改修の促進や堆積した土砂及び樹木の撤去について、引き続き河川管理者である滋賀県に対し要望し、近隣住民の皆様や開発者双方が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 今、堤防より高くなるというふうなことをおっしゃいました。これは、この写真が映りますか。見えませんか。拡大できませんか。無理ですか。

○議長（津村俊二） できません。

○１３番（野並享子議員） できますか？

○議長（津村俊二） できません。

○１３番（野並享子議員） できません。そうですか。

○議長（津村俊二） 事前にお願いします。

○１３番（野並享子議員） そうしたらこの小さいのを見ておいてください。ここが川の暗渠になっているところです。道路なんです。道路から堤防はずっと坂で下りるような状

況になっています。ですから、道路に多分面を合わせて造成されるんだと思うんです。ということは、この道路よりも下に暗渠がありますから、土手はそれに続いてになっていますから、当然この道路のところまで敷地を面合わせされたら、ここの区域はかなり高いというふうに思うんです。やはりこの暗渠を広げるとかね。いろんな形をしないと、今本当に地球温暖化の中ですから、中ノ池川が、ここがあふれたということは、ほとんどないんです。ないんですけども、今この、本当にもう異常気象と言われる大雨がここには絶対降らないという、そういう確証は全くできないと思うんです。ですから、やはり今最後に言われた中ノ池川の改修というのはもう重大な問題としてやらなければならないというふうに思います。今そういうふうな状況ですから、今最後に中ノ池川の改修のことをおっしゃいましたけども、もう私が議員になってから、この中ノ池川の改修がない限りあそこの地域の開発はできないと、4、50年昔からとにかくできないと言われていた地域なんですよ。水の問題で、結局JRの線路が土手になりますから、あふれたらもう低いところに流れるというのが常ですから、水は。そういう意味においては、ここのJRに抜く水路をしっかりとしない限り、あそこの開発はできないとずーっと言われていて、ずーっと中ノ池川の改修が進んでないんですよ。本当に。

ですから、こういった開発がされるということにおいては、もう本当に一刻も早く中ノ池川の改修をして、水が流れるように、あふれるということがないように、そういうことを本当にやらなければ、安心して暮らしていけないというのが私は現状だというふうに思いますので、その点をどういうふうに本当に考えておられるのか、私はこの開発そのものは駄目と言ってはいないんです。開発をしたら必ずもう、この水の問題はもう何十年も想像できていた話ですからね。ですから、そこら辺辺りをしっかりとやらないと、私はそういったことが起こり得る状況になるのではないかなと思うんですが。

どうですか、市長。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、ご質問にお答えいたします。

この当該事業用地につきましては、雨水の貯留施設等で一定対応するというごさいますけども、今、野並議員がおっしゃったとおり、この河川の改修につきましてはここの中ノ池川に限らず、野洲市内で多くの10年に一度溢水するような可能性があるようなところもございますので、ここの河川に限らず、河川改修のほうはしっかりと県のほうにも要望しながら、できるだけ早く対応いただけるように引き続き強く要望していきたいと

いうふうに思っております。ここだけ以外にも、この河川以外にも多くありますので、そこも一緒の話だと思っておりますので、しっかりと要望していきたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 河川改修につきましては、一級河川ですので滋賀県が管理しておる川になります。中ノ池川自体は。県内500河川ほど一級河川がありまして、そのうちの現在河川整備計画に位置づけられていて、改修が進んでいるのが50河川程度、それでも全県でいきますと今整備率が約6割という状況でございます。野洲市につきましては、日野川や家棟川、童子川、それから野洲川については河川整備が一定進んでいるところなんですけれども、なかなか500河川あるうちの50河川しか今手がつけられてなくて、全県で6割という中でいくと、中ノ池川の今新しくできる地域医療センターの上流のところで今改修が止まっておりますけれども、それより上流を改修するというのは非常に野並議員がおっしゃったように大事なことです、非常に困難を伴うような状況ではあるんですけれども、今回の開発等に伴うこととか野洲の駅前が平成25年に浸水したこと等を含めますと、強く要望していった中ノ池川の改修を少しでも下流から進めていただけるように要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 少しでもというのでは、本当にここ大雨が降って水があふれてから、要望していたんですよと言うて、どこかでもありましたよね。他の県で。ずっと要望していたんです。内水氾濫が起こるからということで要望していたんです。結局は氾濫したんですよ。

だから、そういうふうな、もう予想がされるという時点において、やはりこの道路に面を合わせて盛土をされますので、そうすると、道路からずっと堤防を下りていくという今状況ですから、当然もうここでこっちのほうにはかさ上げをされていますから、こっちに水はもう絶対流れませんよ。ということは、こっちに流れてくるという状況になるのは予想されますから、ですから本当に中ノ池川は湖洲平のところでも浸水したというのは聞いております。ですから、中ノ池川は本当に下流からやってこないことには、ここの暗渠だけを広げるというわけにはいきませんのでね。もう一刻も早く下流から改修を。だから、今の50河川されている中には中ノ池川が入っていないということですよね。そうしたら

まずそこに格上げをしてもらうという、ここからやらんならんとするんです。

そういう意味では、要望させていただきますという、その市長の答弁ではちょっと弱い。50河川の中に組み込まれるような、そういうせっぱ詰まったものを持っていたかない。他の河川もあるというのはそれも知っています。あっちこっちあふれているというのは知っていますけども、そういうところもいっぱいありますが、やはりここがあふれたら相当な住宅に被害が及ぶというのはもう目に見えていますので、ちょっと、もうちょっと真剣な要請の仕方なり、どうすれば進むのか、もっと市民がもう1万筆ぐらいの署名を積み上げて県に持っていったらいいのか。何か、どうしていったら、40年間ほとんど進んでいないんですから、どういうふうにしていだけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

40年間要望してきたのかなというふうに思いますが、その中でできていないというところでございますので、魔法のようにこうすればすぐに進むというのは結局ないのかなと思います。

ただ、これは国の事業も県の事業もそうですけども、しっかりとその現場の状況をお伝えして、少しでも国や県の中の優先順位を高めていただけるようにしっかりと現状を繰り返しご説明していくということがポイントだと思っておりますので、できるだけそれを諦めずに繰り返し粘り強くやっていくことがまず大事だと思っておりますので、引き続きそういった要望を真剣にやっていきたいと思えます。

○13番（野並享子議員） みんなの。

○議長（津村俊二） 終了です。

○13番（野並享子議員） 皆さんの生活を守っていただきますよう。

○議長（津村俊二） 次に、第1番、田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 議第57号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について質問のほうをしたいと思います。

第1番、田中遼です。

今回の改正は、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の改正に伴う条例整備であると理解しております。同政令では、1、療養補償、2、休業補償、3、傷病補償年金、4、障害補償、5、介護補償、6、遺族補償、7、葬祭補償の7つの補償が定められております。

以前参加した勉強会での質問において、今回の改定の中身になっている遺族補償及び葬祭補償の対象となる死亡事故は発生しないことを確認しております。これは消防団員の皆様の日頃の安全管理や訓練の成果であり、大変喜ばしいことであると考えています。

一方で、消防団活動の安全性を考える上では、死亡事故の有無だけではなく、その手前にある負傷事案についても把握しておくことが重要であると考えます。

また、消防団関係者からお話を伺う中で、火災現場や災害対応だけでなく日々の早朝の訓練においても、捻挫や打撲、腰痛などの比較的軽微な負傷が発生することが多々あると聞いております。

そこで伺います。

過去３年間に於ける、１、療養補償、２、休業補償、３、傷病補償年金、４、障害補償、５、介護補償の支給件数と合計金額をそれぞれお示しください。

質問の２つ目です。

消防団関係者からは、比較的軽微な負傷については、短期間の通院で回復する場合や団員本人の遠慮、事務手続との兼ね合いから、公務災害補償制度の利用に至らないケースがあるのではないかという声を伺っております。私は、制度利用を過度に促すべきと申し上げるものではありません。しかし、必要な方が適切に制度を利用できる環境を整えることは重要であると考えます。

そこで伺います。

本市では、公務災害補償制度について、消防団員にどのような周知を行っているのか。また、市として、現在の制度利用状況をどのように評価しているのか伺います。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それではまず最初に、消防団員の皆様に対しまして、それぞれお仕事をもちながら日々の訓練を重ねられ、市民の安全を守っていただくことにつきまして、感謝申し上げます。

それでは１つ目の、過去３年間に於ける各補償の支給件数と合計金額についてのご質問にお答えいたします。

令和５年度から令和７年度までの３年間に於ける支給実績は、療養補償費の１件で、金額につきましては、１，７７１円でございます。その他の補償項目につきましては、該当はございませんでした。

なお、この１件は、令和４年の７月１０日に発生した公務災害に係るものでございまし

て、療養期間が令和５年度に及んだため、令和５年度分として支給したものでございます。

次に２つ目の、公務災害補償制度の消防団員への周知の方法と、現在の制度利用状況の評価についてのご質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、市ホームページの消防団員募集ページにおいて、活動中の負傷に対する補償制度がある旨を掲載しております。

また、消防団員に対しましては、入団時に消防団員が負傷した際の補償等についての資料を東消防署の職員により配布し、制度の周知を行っているところでございます。

さらに、消防訓練や災害活動時における安全管理の徹底を図っている他、野洲市消防団の機能向上訓練や研修会の場におきましても、東消防署の職員より適宜周知を行っているところでございます。

現在の制度利用状況の評価につきましては、過去３年間ににおける支給実績が１件にとどまっていることから、日頃より各消防現場において安全管理が徹底され、団員一人ひとりが安全に十分配慮していただけて活動されている結果であると考えております。

今後におきましても、実務を担っております東消防署の職員と連携し、制度の周知を図るとともに、さらなる事故防止に向けた安全管理指導の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○１番（田中 遼議員） 過去３年間で補償事案が発生することが確認できましたが、多いものではなく、消防団において安全管理が適切に行われていることが伺えました。

今回確認できた補償事案について、市としては、消防団活動に伴う負傷リスクとして想定範囲内で推移していると認識しているのか、それとも今後さらに減少を目指すべき課題として認識しているのか、市の見解を伺います。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 推移のほうにつきましては、なかなかこれは突発的に発生するものでございますので、推移的なものはちょっと想定するのは難しいかと思えます。

まず、けがをされないことが第一は大切なことでございますので、今後訓練、今の負傷の関係は全て訓練のほうでなっておりますので、その辺の安全管理等を周知徹底を図ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○１番（田中 遼議員） 公務災害補償制度について一定の周知が行われていること、また現在の利用状況についても、市として適切に評価されていることを確認いたしました。

消防団員の皆様は、それぞれ仕事や家庭を持ちながら、地域の安全のために日頃から訓練や活動に取り組まれておられます。公務災害補償制度は、できれば利用する事案が発生しないことが望ましい制度ではありますが、一方で万が一の際には、安心して利用できることも重要であります。

今回確認した補償件数が少ないことは、安全管理が適切に行われている結果であると評価するとともに、今後も消防団員の皆様が安心して活動できる環境づくりと制度周知の継続をお願いし、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（津村俊二） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第３）

○議長（津村俊二） 日程第３、議第４５号から議第４９号まで並びに議第５９号から議第８５号まで「専決処分につき承認を求めることについて（令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１３号））」他３１件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第４５号から議第４９号まで並びに議第５９号から議第８５号までの各議案は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。

よって、議第４５号から議第４９号まで並びに議第５９号から議第８５号までの各議案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第４５号から議第４９号まで並びに議第５９号から議第８５号までの各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第１２番、工藤義明議員。

○１２番（工藤義明議員） 第１２番、工藤義明です。

私は、議第４９号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についての反対討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、これまでの国保３税、医療保険分、後期高齢者支援分、介護納付金分に加えまして、新たに子ども・子育て支援金分を加えようとするものです。この子ども・子育て支援金は、社会全体で子育て世帯を支えるという名のもと、政府は児童手当拡充、子ども誰でも通園制度などに必要な財源を社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度などの保険料、保険税に上乗せして確保するものです。

１点目に、そもそも医療保険料、保険税は、医療にかかる権利を受けるために納付、納税するものです。しかし、子ども・子育て支援金分の課税は、医療給付とは全く関係のない費用を上乗せするので、認められるものではありません。これを医療保険制度で補うことになれば、今後さらなる保険料、保険税を上げざるを得なくなります。事実、この支援分は、令和８年度から令和１０年度分までの３年間、毎年引き上げられます。

２点目に、それでなくとも高い国保税です。

滋賀県では、来年度、令和９年度から国保税の全県統一を進めています。このために、本市でも令和７年度に国保税を大幅に引き上げました。さらに、統一年の来年度はさらなる大幅な引き上げを予定しています。本市でも、国保加入者の多くは年金生活者や所得の低い層から成り立っています。このような現状で子ども・子育て支援金分を課税することは、とても被保険者の暮らしと健康は守れません。

３点目は、今回の条例改正は、現在の国保３税に加えて、新たに子ども・子育て支援金分を課税するためのものです。

新たな課税であり、極めて重要な条例改正です。にもかかわらず、このような条例改正が専決処分議案は、議会として責任を持てる審議にはならないものと考えます。

以上をもちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議第４５号から議第４９号まで並びに議第５９号から議第８５号までについて、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第４５号「専決処分につき承認を求めることについて（令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１３号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４５号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４６号「専決処分につき承認を求めることについて（令和７年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４６号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４７号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４７号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４８号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４８号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４９号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第４９号は原案のとおり承認されました。

次に、議第５９号「野洲市固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５９号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第６０号から議第８５号まで「野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意

を求めることについて」他 25 件を一括して採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、議第 60 号から議第 85 号まで「野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」他 25 件を一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

議第 60 号から議第 85 号まで「野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 60 号から議第 85 号までは、原案のとおり同意することに決しました。

(日程第 4)

○議長(津村俊二) 日程第 4、議第 50 号から議第 58 号まで「令和 8 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)」他 8 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第 50 号から議第 58 号までの各議案は会議規則第 39 条第 1 項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開を午前 10 時 55 分といたします。

(午前 10 時 37 分 休憩)

(午前 10 時 55 分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第 5)

○議長(津村俊二) 日程第 5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第 1 号、第 18 番、荒川泰宏議員。

○18 番(荒川泰宏議員) 改めまして、おはようございます。

第18番、荒川泰宏でございます。

令和8年、西暦2026年第3回野洲市議会定例会の一般質問に当たり、私は来年3月に開院予定の市立野洲地域医療センターの前身となる市立野洲病院の跡地について質問いたします。

さて、先日は野洲中畑・古里遺跡が出ました。これは、弥生期の大型建物跡というようなことで報道発表されておられます。恐らく三上山遥拝の聖域ではないかというように言われているわけでございますけども、そのようなことから、一般質問に当たり私も野洲市の発展を遥拝、三上山にしたところでもございます。

さて、私にとって議員歴の中でトップで質問いたしますけども、初めてでございまして珍しいなと思っております。今回の一般質問は議長を除く17名の議員が一般質問を行うところでございまして、質問の順番は、順序は、コンピューターを活用して公平に公正に決められておるということで、そのような中、1番でさせていただきますが、17分の1の確率で最初の登壇となったことは特にうれしいことはありませんけど、新鮮な気持ちで古い建物について伺うものでございます。

現在の市立野洲病院については、歩み始めて8年目となっています。5月24日に発行されました市立野洲地域医療センターニュースの記事の記載によりますと、令和9年3月に開院する市立野洲地域医療センターの工事は順調に進んでいるとあり、10月頃には工事が終了する予定となっております。前川病院長をはじめ、多くの関係者の皆様に感謝申し上げますところでございます。

さて、残されます現在の市立野洲病院については、本市の大きな資産であり、その後の跡地利用などは重要な課題であります。

そのことから、次のとおり質問いたします。

質問1、市立野洲病院の築年数は東館46年、西館36年、北館26年となっています。そこで、新病院の開院までに、令和4年から令和6年にかけて大規模改修をされてきましたが、現状の建物はどのような状態なのか、まず伺います。

○議長（津村俊二） 駒井野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） おはようございます。

荒川議員からのご質問にご答弁申し上げます。

現の野洲病院の施設につきましては、議員ご指摘のとおり、令和4年度から令和6年度にかけまして耐震改修や空調の熱源工事、その他の工事を行っております。しかしながら、

いずれの工事、対策に関しましても、患者さんや職員の命を守るための耐震であったり、あるいは地域医療を継続するための最小限の設備の改修であったところでございます。そういったところから雨漏り、配管類からの漏水、あと電気系統の不調などにつきましては、今現在も相当の頻度で発生していると、そういった状況でございます。

あと、前段でおっしゃっていただきました、今、現の地域医療センターの工事でございますが、ご指摘のとおり現時点では、本日の時点ではと申し上げていいかもわかりませんが、予定どおり一日の遅れもなく順調に安全に進んでおるところではございますが、懸念されます情勢がございますところ、楽観視はできないというのが現状のところでございますが、この場を借りてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 現状はお聞きいたしました。この野洲病院の跡地の質問は、昨年の3月議会でもしております。そこからどのように推移してきたかというところも今後の質問の中でお聞きしたいと思うんですけども、今回は、本年4月に就任いただきました林副市長におかれましては、何か事前の情報で私の質問に対しご回答されるとのことですので、初登場の中、またよろしくお聞きしたいと思っております。

今の説明によりますと、耐震改修と空調熱源の更新をしてきたとのことでございますが、たしか工事費が、3億数千万だったと記憶しておりますけども、この工事額はどれぐらいかかりましたか。お尋ねします。

○議長（津村俊二） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 荒川議員の再質問にご答弁申し上げます。

令和4年度から6年度の間に実施されました大規模改修を定義いたしますと、高圧電気設備工事、これは全館対象に行っておりますが、これが6,050万円、あとこれも全館対象に行っておりますが、空調の熱源工事、これが2億3,278万8,600円。あと、東館のみでございますが、耐震補強の工事、これが3,834万6,000円、合わせて3億3,163万4,600円、議員のご指摘のとおりのが必要となったところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） そう考えますと、やはり市民の税金を3億3,000万近く使

ってこの数年間持たせてきたということでございますから、単純にこの跡地については、この工事費の使ってきたことも頭に入れて進めていかなければならないと思います。

しかし一方で、今の回答によりますと、非常にもう2年弱経過して、改修を考えますとその部分は私も頭を悩ますところでございますけども、現在この漏水等が生じているということはしっかりと現状把握をさせていただきましたので、それを踏まえて今後検討していきたいなと、このように思います。

それでは、質問の第2に入ります。

令和7年第3回野洲市議会定例会の一般質問で、今回の質問が、先ほど申しましたように2回目となりますけども、この間、この1年間どのような取り組みをされてきたのか伺います。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは2点目につきまして、私のほうからお答えのほうをさせていただきたいというふうに思います。

前回、令和7年第3回定例会のご答弁で申し上げました、野洲駅周辺一帯の将来を見据えての検討が必要である旨、お答えをさせていただいたところでございます。その後、内部的な役割分担や、また課題整理を進めているところではございますが、具体的にどうしていくのかにつきましては、今後の検討と考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 昨年の3月のときも私は言いましたけども、駅前の南口整備という駅前開発は、その部分だけの狭い地域でなく、市立野洲病院、それからこの野洲市役所、これも含めて大きなまちづくり、開発、駅前の活性化をするべきだということは昨年申しておりました。そのことは、今部長が少し話されましたけども、今後ともその方向で病院、この野洲市役所の庁舎も含めて考えていくというこの考え方に迷いはございませんか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 荒川議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

当該病院につきましては、答弁のとおり、一体的な整備というような形で進めてまいりたいというふうには考えているところではございますけれども、至って庁舎につきまして

は、これはまた少し離れているところもございますけれども、そういった1つの公共用地ということも一定考慮に入れながら、野洲病院の今後の検討というような形はとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） そういう方向で駅前開発は大きく将来を見据えて取り組んでいく。こういう形で共に進めていただきたいなと、このように思います。

ただ、具体的な跡地の考え方の説明がございましたので、これは少し残念でございます。この1年間でやはり大きな野洲市の資産をどう運用していくのか。自分の財産として考えていただきたいなと思いますし、また病院が開院されますと、ご近所の方だとかが中心に、病院の跡はどうなるんやというようなことを行政のほうに問い合わせられてられるということが、もう、すぐ想定されると思うんです。

そこで、いやいやというような口を申すことのないようにある程度の計画案を、いやこういうこと、こういうこと、こういうことも考えていますということを整理しておくべきであると思いますし、病院が開院した当時の地権者のご協力、ご近所のご理解、こういうものがあってこそ来たわけでございますので、そこの辺りは特に注意を払っていただきたいと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

約15年前には野洲学区自治連合会の意見として、病院を改修して野洲学区のコミュニティセンターにとの提案がありましたが、1つの提案でございましたけれども、当時から相当の年数が経過し、恐らく考え方も変わってきたと報告を受けております。

野洲学区自治連合会との行政懇談会なども含めて経過を伺います。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、3点目の野洲学区自治連合会との経過について、お答えさせていただきます。

荒川議員おっしゃいますように、過去には野洲学区自治連合会の中でも野洲病院跡地を活用してコミュニティセンターを整備してはどうかという意見が出されておりました。その後、平成30年度から令和3年度にかけましては、当時の野洲駅南口周辺整備構想との整合を図りながら検討を進める中で、野洲学区自治連合会より、公共施設の再編に当たっては、複合施設として整備することが望ましいとの意向が示され、市といたしましてもその提案を尊重してまいりました。

その後、文化施設であります野洲文化ホール、文化小劇場、さざなみホールの3施設の集約化について、令和4年度から検討を始め、令和5年度に策定した文化施設の集約化の検討結果に基づきまして、令和6年度には、小劇場、さざなみホールの解体、また文化ホールの改修・維持の方針を決定いたしました。これを受けまして、野洲学区自治連合会のほうからは、小劇場跡地等を活用し、コミュニティセンター、また消防団詰所、駅前自治会館の機能を併せ持つ複合施設とする具体的な提案をいただいたところでございます。昨年度におきましても、野洲駅南口周辺整備事業の構想見直しの方針決定を受けまして、野洲学区自治連合会から改めて複合施設の整備要望と併せ、整備範囲でありますAからEブロックのいずれかを移転候補地として要望をいただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） コミセンの歴史というのがございますけども、もともとは、野洲学区のコミュニティセンターは、この隣の別館の2階にございまして、これは平成16年10月の合併に伴いまして、教育委員会をどこへ持っていくんやということになったときに、野洲コミセンが追い出されたというような形で文化ホールのほうに行ったわけございまして、また今回のようになってきますと、野洲学区のコミセンがある意味たらい回しみたいな形になりますので、ここのところはしっかりと病院の跡地ということで、当時はそれぞれの自治会長さんが頭をひねっていただいていたわけでございますけども、先ほどの現状、建物の現状等を聞きますと、確かにもうそのコミセンを病院の跡地という線は、これはもう難しいなというように感じました。

今聞きますと、複合施設ということでワードが出ましたけども、そこにコミセンだとか消防の詰所と駅前の自治会館ということでございますけども、そうなりますと私は詰所はエリアの中にも入れてもとは思いますが、それほどの一等地のところに置かなくても出動が出やすい、そういうような消防ですから、かえって今のああいうところのほうにきれいに建て替えてあげたほうが、出動しやすいのかとも考えますが、自治会館に、今言われましたけども、そこら辺りはそうしたら公的な土地に1つの自治会さんが使っていられるというところの整理が必要かなというように感じました。それは今後との議論の中で進めていくべきではないかなと、このように思います。

それでは、このコミセンの扱いにつきましては、複合施設の中で考えていくということでございますので、その部分は確認しておきますけども、あくまでまだ案段階でござい

すので、参考の提案ということで聞かせていただきます。

それでは、質問の4に入ります。

ここからが基本的にこれから大事なところでございますけども、暫定利用いたしますとメリット、デメリットがございます。病院の跡地利用ですね。その見解はどのように、1年かかってそれほど調査研究はされていなかったような先ほどの答弁でございましたけども、メリット、デメリットは一般的にどのように分析をされておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 駒井野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 現の野洲病院の施設の暫定利用ということでございますので、当職のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、暫定利用をする側の施設の管理者が野洲市であること、それと大きな改修を行わずとも当該利用する施設が病院建物に適合することを前提にご答弁を申し上げますと、まずメリットにつきましては、通常、何らかの新しいことを行おうとすると、仮設施設を新たに整備したり、仮設のスペースを借り上げたりする必要があるわけですが、現の野洲病院の施設を暫定利用するということになりますと、当然のことながらそういったことに係る市の負担が安く済むということでありまして、その当該プロジェクトに関する工期の合理化が図れるというメリットがあるというふうに思料いたします。

一方、デメリットといたしましては、冒頭の1答目の答弁で申し上げましたとおり、かなり手入れが必要な施設であるという部分でございますので、なかなか利用者の方にご不便をおかけしたり、ご迷惑をおかけしたりすることもあるということとか、あと元病院ということになりますので、いわゆる汎用的な箱物ではございませんことから、使い勝手が必ずしもよいものであるとは言い切れないというように考えるところでございます。

その他、暫定利用はいつまでするのかという問題になるんでしょうけれども、暫定利用を行うその期間分、本格的な野洲病院跡地の利用がその分遅れますので、工程によっては何らかの形でまちづくりの具現化であるとか、そういったところに遅れが生じる可能性はあるのかなというように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） これはどうするかというのは、いろんな考え方があると思います。暫定利用となると、行政が使っていくということは、もう、ちょっと無理があるなど

いうことも今確認しておりますけども、その場合、私もいろんなパターンを考えていたんですけども、例えば貸す場合、現在西河原地先のビッグにあそこを貸しております、年間おおよそ１億円の収益を上げておりますけども、あそこが坪単価５６０円で貸して、それに応じた面積を乗じますと、毎年１億円入ってきておるといような、貸した場合という計算が上がります。今の病院の跡地を貸すとなれば、今、希望が丘クリニックの周辺が、聞くとおおよそ坪単価１，０００円で貸しておられるということも聞いています。ということは、真ん中の７００円、８００円ぐらいで貸付けができるのかなと想定するわけですけども、そうなりますと、１か月３００万円近く入り、年間で３千５、６００万が賃料として入ってくるわけですけど、これが定期借地権の設定をしますと、大体、一般的には３０年でございますから、約、私計算したら大体１０億円ぐらい、３０年間で入ってくるのではないかなというように思うわけですけども、ただ、貸す前の段階がございまして、あの建物を解体して造成するという、前倒しの仕事がございますけども、解体をするとなれば、４，６００平米で、解体は延べ面積で計算しますから、倍と計算するわけですけども、そうなりますと、さきのＢ＆Ｇの解体の見積りの関係を見させていただきますと、平米５万円ですか、ぐらいで上がっていました。今は上がってきていますし、野洲病院辺りはコンクリートの幅も、コンクリートをたくさん使っておりますから頑丈にしておりますので、それ以上の工事単価がかかってくるというように想定すると、安く見積っても、平米６万ぐらいはかかるのではないかなと思います。これで計算すると、ざっとやっぱり造成費用も入れますと、６億から７億かかるわけでございます、定期借地で１０億稼ぎますけども、かかる費用が６億、７億ぐらいはかかるのではないかなと。今の時点ですけどね、これは。今後、いろいろ物価の関係だとか、いろいろ今のような社会情勢からいくと変動はつきるわけでございますけども、少しはプラスに、更地にして売却したときに売れるのではないかなと、このように考えますけど、この見解はいかがでしょう。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

まだ具体的に活用方法についてはこれからというところでございますので、そういった選択肢に絞って詳細に検討しているわけではございませんけども、１つの方法として、貴重なご意見として賜りたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○１８番（荒川泰宏議員） 私はそれで回答いただき、よいのではないかなと。

今後、検討の中で参考までに行政側でまだ具体的に決めておられないわけやから、議会のほうで一部議員で調査研究した結果、そういう形になるのではないかということを経行政の中で検討材料にさせていただいたらいかなと思います。

あわせて、先ほどは定期借地の考え方でしたけども、もう一つはもう売却なんですよ。不動産鑑定士が大体入れておられますと、私が思うのに、やっぱりあそこは平米20万ぐらいで坪単価60万ぐらいにはいくと思います。北口の交差点のところで280坪ほどを売却されたところの実績からいきますと、坪50万でございました。最近では、何と北口の久野部交差点手前で、今、売却地の旗が出ていますけども、あそこが今バイパスに面して、坪100万ですわ。でもこれは売れるか売れんか知りませんけども、それぐらい今地価が、駅前地の地価は高騰してきております。

ですから、例えば野洲病院の敷地4,600平米、1,500坪ぐらいですか、を例えば50万で売るとすると、それは相当の金額になってきますから、恐らく私は8億円近くで売却、土地売却できるのではないかと。この際、建物も込みで値段をつけていただくというような方法を用いてすれば、先ほど言いましたように解体費用と造成が6億から7億かかりますから、プラスマイナスゼロぐらいになるの違うかなというように思います。

そこであとは、一番最初に先ほど申しましたけども、まちづくりを病院から市役所まで含めた大きな整備、駅前開発に取り組んでいけば、そうすると、その土地も生きてきますので、まずはそこに、行政が売却するときの提案、業者に契約提案として、まちづくりのこういうものに今後は使っていただくという、ちょっとハードルをかけまして、それで入札をしていくというようなことが一つと、もう一つ気になるのは、病院の跡地というのは、たまに敷地から医療関係のものが埋設されていたと。注射器が出てきたとかというのがたまに新聞記事で出ます。そうなりますと、土地汚染土壌法に基づいて、その汚染土壌のやらなあきませんので、その費用が一定要ると思いますけども、それも併せて契約の中でそういうことも検討していけばどうかと、このように思います。

ということで、メリット、デメリットがございますけども、その辺のあたりは、今言いました私の話等も参考にさせていただいて、今後進めていただきたいわけがございますけども、そこで質問の結びですな、5番でございますけども、跡地利用などは様々な方策がありますけども、この件については行政側だけでなく議会とともに検討会を持つように提案したいが、進め方の見解を伺います。

○議長（津村俊二） 林副市長。

○副市長（林 毅） それでは、初めての答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

ただいまのご質問でございますが、当該土地は野洲市の市街地の中心部に位置します約4,600平米のまとまった一団の土地でございます。また、野洲市からも至近でかつ市道野洲中央線に面した極めて利用価値の高い土地であると認識しております。こういったことから、その新たな利用方法につきましては、市の重要なまちづくりプロジェクトの1つとして考えるところでございまして、議会、市民のご意見を十分に伺い、専門事業者等の知見も踏まえながら進めていく必要があると認識しております。

議員ご提案の行政と議会が共に検討する場の設置につきましては、まずは執行部が作成する計画素案をご提示し、それを基にご意見等をいただく方式が二元代表制のスキームでは原則ではないかと考えており、該当いたします常任委員会、特別委員会、また全員協議会をその場とするのが適当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） その病院の跡地のあり方の中でも、今副市長が一等地ということとおっしゃりました。そのとおりであります。あそこは交差点でございますし、市街化区域、駅から近い、非常に大きな野洲市にとっての資産であります。この資産をやはりどのように生かすかというのは、これは私はやっぱり特別委員会を別に、南口整備とは別にこれはつくってやっていくべきではないかなと、このように思うわけですが、それは今後議会の中でそれぞれみんなの意見、議論をして進めていかなければならないと考えております。

その際に、あそこの交差点なんですけども、守山側から市役所に向かうわけなんですけども、向かうときに、病院の交差点を右折して国道8号線に入る場合、あそこに右の右折だまりというのはきちっとしたものがありませんよね。白線が引かれてそこで待機するということで、あそこは非常に住民の皆さんも危険だし、その白線より前に出られると後ろの車が前に行けないということで、お困りの話は何回もあそこは聞いておりますけども、跡地利用に伴って道路改良を、右折だまりをきちっとして、あわせて郵便局さんとも十分な話し合いをしながら、これも市民の方から郵便局の駐車場が狭いということもよく聞きます。その辺も懸案事項としてありますので、今後の跡地利用に当たりましては、そういう部分、周りの環境も含めて今後議論していくべきと提案いたしますけども、この考え方にどのよ

うにお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

せっかくの駅前もそうですし、その周辺の開発でありますので、この開発を通じて様々な行政課題も併せて解決できることが理想であります。この野洲の病院の跡地の活用に際しまして、全て課題が解決できるかちょっと分かりませんが、一つでもこの活用の検討の中で課題解決が図られるように、今いただきました課題等につきましても、しっかりと念頭に置きながら検討していきたい、このように考えております。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 市長の前向きな回答をいただきました。

ぜひ、跡地利用のときは右折だまりだとか、郵便局さんの駐車場の問題だとか、その辺も皆合わせて、特に地権者の方、野洲病院を建てるに当たったときの方々、それからご近所の方々、その方々のご意見を十分にさせていただいて、うまく進むように期待するところでございます。

病院だけに、これは大手術が必要かと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長（津村俊二） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時34分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2号、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

駅前周辺整備の状況について、まず質問いたします。

野洲駅南口周辺整備について、3月に市民説明会が行われ、様々な意見が出されました。Aブロックに関して、マンションより公園がいいという声がたくさんあります。しかし、わざわざ行くところでない。高齢者から、昔のようにお風呂が欲しいというような声も聞きました。

また、文化活動ができる場所はなくさないでという声や、Dブロックにアリーナ構想がありますが、前回私の質問で商工会が出されたアンケートで、懸念する内容を発言いたしました。この声はいろんな方からも聞きます。何より、身の丈に合った開発をすべきと

言われます。5万人のまち、260億円の一般会計であり、このような小さなまちがアリーナなどの建設をしたところはありません。全て民間がされるなら、口を挟むことと言え、交通渋滞の解消をどうされるのか、野洲駅のキャパが足りないのではないかな。一般乗降客の妨害にならない対策をどうされるかななどではないでしょうか。

今回、野洲市がプロポーザルを募集し、提案してもらうことになり、これまでの懸念に応えられる対応が求められます。

この点について、まず最初に答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、野並議員の駅前周辺整備の状況についてのご質問、まずアリーナ建設に対します懸案事項への対応についてのご質問であります。

冒頭に野並議員のほうから、5万人のこのような小さなまちがアリーナなどというふうにおっしゃりましたが、少しご紹介いたしますと、例えばエンターテインメントアリーナではございませんけども、北海道の北広島市であります、エスコンフィールド北海道というような、これは北海道日本ハムファイターズの本拠地に、球場になりますけども、こちらが建設されておりますけども、この北広島市は人口5万人、5万5,000、5万8,000かな。5万5,000のまちでありまして、民間主導での建設ということがございます。

また、バスケットボールで申し上げますと、この愛媛県の松前町というところがありますけども、こちらはまさにエンターテインメントアリーナの候補地の1つということで、まだできてはおりませんけども、こちら2万8,000という小さな町であります、民間主導で候補になっているというところでございます。

要は申し上げたいのは、やはりこの立地自体の自治体の人口規模ではなくて、いわゆる集客力かなというふうに思っております。そういった意味で、仮に民間ですということであるならば、あんまりその立地自体の自治体の人口規模というものは大きな要素ではないのかなと、このように考えているところでございますので、ちょっとそれは私の考え方を示させていただきました。

その上で、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨年度の構想改訂におきまして、Dブロックの活用案の1つといたしまして、エンターテインメントアリーナ整備を位置づけておりますが、議員ご指摘のとおり、市民の皆様からは様々なご意見をいただいているものと承知しております。そのようなご意見にしっかり

りと耳を傾けながら、文化活動への影響、財政面、さらにはインフラ面なども含めまして、今年度の基本計画策定業務の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） プロポーザルで開発の計画、どんなことにするのかというのが出されていると思うんですが、私が先ほど言ったように、商工会から出されていたアンケートの中の懸念材料、これを解消していくという対策は、行政が立てていかなければならないのではないかというふうに思うんですが、ここら辺あたりは今ご答弁がなかったように思うんですけども、お答え願えますか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 様々な、駅前をこれから整備していく中で様々な懸念点、出てくるかと思いますが、これにつきましては、今年度、基本計画を策定していく中で、その懸念も含めまして選択をしながら計画を策定していくことになるのかと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に移ります。

プロポーザルに関して質問をいたします。

5月11日にプロポーザルの応募が締め切られ、1者のみということでした。21日に決定をし、29日に契約ということですが、この点についてお尋ねをいたします。

全国的にプロポーザルが1者とか1グループというところがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 公募型プロポーザルにおける参加者が1者でありますことは、特に問題視されるものではないと考えております。例えばですが、本市における委託業務、様々な委託業務をしておりますが、この中で確認できた範囲で昨年度、令和7年度の業務9件、確認をいたしまして、そのうち5件が参加者1者でございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今度のこの、次のところに行きます。

契約をされたのはどの企業で、本社はどこにあり、支社はどこにあるのでしょうか。これまでどこでどのような企画をされ、どのような実績を挙げられたのかお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 野洲駅南口周辺整備基本計画策定業務の委託契約先でありますが、合同会社デロイトトーマツでございまして、本社は東京都になりまして、国内にも13の拠点を構えておられます。本市に近いところでは、京都や大阪にも拠点がございまして。

実績についてでございますが、昨年度本市が委託いたしました野洲駅南口周辺整備構想改訂においても支援をいただいたところでございます。総合コンサルティングファームといたしまして、非常に多くの実績を有しておられまして、市街地開発事業の計画検討に類する業務として、倉敷市庁舎等再編整備事業基本計画策定等支援業務やアリーナ整備支援に類する業務としまして、三河安城交流拠点の運営に係る検討業務委託など、数多くの実績があるところでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に行きます。

1者しかないということは、商業価値が低いというようなことではないのかと勘ぐるんですけども、見解をお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 今回の委託業務は、基本計画の策定に向けた技術支援を求めたものでございまして、商業機能などの具体的な提案を求めたものではございません。このため、議員がご心配いただいておりますように、商業価値が低いということではございません。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に行きます。

750点満点の571点というのは、この企業のどこが優れているということを評価されたのか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 今回の公募型プロポーザルでのプレゼンテーション時の評価審査でありますが、非常に優れているから劣るまでの5段階評価による絶対評価を行っております。

また、審査通過の選定基準といたしましては、満点の6割としておりまして、750点のうち450点を満たすことが要件となっております。このような中で、選定事業者は571点でございまして、選定基準を120点上回る評価を得ているというところでござ

います。このことから、提案内容全体として高く評価されたものと認識をしております。

なお、評価の過程におきまして、５段階評価で劣るや、やや劣るに該当する項目はございませんでしたので、全体としても一定水準を備えた提案であったと判断をしております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 次に行きます。

評価基準の一覧のその他で、提示見積り額の評価とありますが、どのくらいの見積りを提示されたのかお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 業者の選定後に随意契約前提の見積合わせを実施いたしまして、見積書の内容を精査した上で、税込み４，９００万円にて契約を締結しております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 次、６点目に行きます。

独自性、創意工夫で収入源などの具体的な方策、整備後の維持管理やランニングコストに関して工夫がされているかという項目がありますが、どのような提案がされたのかお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 企画提案内容の詳細につきましては、公募型プロポーザル実施要領に規定されました情報の公開及び提供に基づく対応となりますので、具体的にはこの場ではお答えをいたしかねます。提案全体といたしましては、市の財政負担を十分に考慮し、整備後の維持管理まで含めて検討を進める方針となっております。

また、建築費高騰など、事業を取り巻く状況が刻々と変化する中で、事業リスクへの対応も意識された内容であったと認識はしております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 全体的、これは全部公表はできないということなんですか。というふうな形でこういうことが、一覧表の項目の中に、当事業費に係る市の財政負担を考慮した上で、整備全体の事業費及び資金計画に関して建築費の高騰への対応や事業費の縮減、収入源などの具体的な方策、整備後の維持管理のランニングコストに関する取り組みやプロセスに配慮した工夫がされているかということで、１人１５点の評価になっていますね。いろんなことを出されたというふうに思うんですが、ここでこの内容は全くもう

明らかにできないということなんですか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 今の再質問にお答えさせていただきます。

今回の委託業務はプロポーザルでお願いをしておりますが、これにつきましては総合コンサルティングファームや、シンクタンクが対象となる業務になるかと考えておりますが、それぞれの事業所のノウハウ、やり方というのがございまして、それが提案書の中に記載されておりますので、何でもかんでも公開というわけにはいかないということとはご理解いただきたいと思います。

それと、公募型プロポーザル実施要領に規定された情報の公開及び提供に基づく対応となるためと先ほど申し上げましたが、実施要領の中で、情報の公開及び提供というのを定めておりまして、これをちょっと読み上げさせていただきますと「市は企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある」というような表現をしておりますので、これにつきましては情報の公開及び提供に基づく対応ということで、要求があった場合は対応させていただきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） ということは、情報公開をすれば出してもらえるとということですね。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 決して隠しているものではございませんでして、受託者の、どう言ったらいいですかね、事業上、受託者のノウハウが書いておるところもございますので、運営上の地位とその他利益を害すると認められる情報については、黒塗りになる可能性はございますが、通常に請求をしていただいたら対応させていただくものとなります。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に行きます。

7点目。

提案だから採算が取れる計画が提案されていると考えます。5万人の人口、一般会計260億円の市の財政で、多くの市民が、赤字になれば市の税金を投入しなければならない

のではないかと心配の声が上がっています。

また、１０年、２０年たてば改修などが行われるようになりますが、そのような将来の構想はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 重ねて申し上げることになりますが、今回の公募に関しましては、基本計画策定に係る技術支援の提案を求めたものでございまして、基本計画の内容を提案いただいたものではございません。

むしろ、収支計画などを含む将来の計画につきましては、まさにこれから概算事業費の算定などを行った上で検討を行うものでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 次に行きます。

この企業の提案について、工程計画も出されていますが、概略の公表はいつされるのか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 先ほどのご回答と同じ内容になるんですが、公募型プロポーザルにおける提案時において、業務のスケジュールはお示しをいただいております。

ただ、事業の工程計画については、基本計画、これからの作業、基本計画の策定作業の中で定めてまいることとなります。

繰り返しになりますが、今回の公募の提案時においては基本計画策定支援の業務遂行に係る提案をいただいたものでございますので、基本計画自体やご質問にある業務工程につきましては、今後市が委託事業者の支援を受けながら策定するものでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 全体的なというのか概略というのか、夏頃までにはやはり公表をしていただいて、そして市民の皆さんからの声、アンケートというのが私は必要でないかと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 基本計画につきましては、これから様々な検討を行いまして策定してまいりますので、公表までには一定の時間を要する見込みであり、具体的な時期や手法については、検討の進捗を踏まえながら判断いたしますが、遅くとも年度内には公表していきたいと考えておりますし、それまでそれぞれのポイントにおいては、特

別委員会等で議員の皆様には検討状況をご報告させていただくこととなると考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） この駅前開発というのは、本当に野洲のまちのあり方を決めていく本当に重大な開発になると思うんです。50年、100年を見据えたものというようなものになると思います。日本は今人口減少というシミュレーションがありますし、超高齢化になるということも、野洲も、同じような状況だろうというふうに思います。50年前に野洲に引っ越しされてきた方々、私もそれに大体該当するんですけども、もう今70代、80代という状況です。ですから、今若い方々、竹ヶ丘に住んでおられる40代の方々も、もうこの方も40年もたてば80代ぐらいになるという、そういうふうな全体の状況になる中で、今竹ヶ丘に住んでおられる子どもたちが野洲で定住をしていくというふうな形で人口を保つというのか、もうみんな出ていってしまったら、もう高齢者だけしか残らないというような状況になりますので、そういう意味でも、この駅前開発に関して市民アンケートというのは、私は本当に重要な問題というのか、ちゃんとリサーチをするという、それは絶対にしなければならないというふうに思うんですけども、年度内には出すとか特別委員会の報告とかというふうな、もうちょっと先に市民に問うというふうなことはないんでしょうかね。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

市民の意見を聞くのがアンケートかどうか、ちょっとこれは別といたしまして、やはり一定私が常に言っている傾聴と対話は、もう完全に決めてしまったものを説明会をして理解してもらう、これはちょっとどうかということで申し上げております。案はつくるにしても、その時点で、その案でいいのか、また修正を要するのかというところの段階で市民の皆様、また議会の議員の皆様のご意見をいただく、そういった機会は当然つくらないといけないと思っておりますので、ひょっとしたら野並議員は、もう決まってしまったものを後から提示されるんじゃないかというご心配をされているかなと思いますけど、そういうことではなくて、案は絞らせていただくことになりますけども、完全に決まる前にぜひともご意見をいただく、それは議会、市民の皆さんということは間違いなくやっていきますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） よろしくをお願いします。

次に、社会実験について質問をいたします。

5月23日から31日まで行われました社会実験では何人の参加があったのか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 今回の社会実験では、来場者数としての正確な数字を把握することは難しいため、定時に行った定点観測の実測値や、滞留時間などを基に参加状況を把握する予定でございます。

速報の参考値でございますが、社会実験イベント初日の23日土曜日は常時150人程度、24日の日曜日は200人を超える時間もございました。また、平日につきましては、開催日によってばらつきがあるものの、少ない日で10人未満、多い日で70人を超える時間帯もございました。

詳しい内容につきましては現在分析を進めておりますので、まとめ次第お示しをしたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に質問を移ります。

アンケートを取られたと思いますが、何人が書かれたのか。また、年代、男女比、地域などの割合、Aブロックに求めること、イベント、また他の書き込みなどを教えてください。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） アンケート結果の分析は現在進めておりますので、速報の参考値としてお答えをいたします。

来場者に対するウェブアンケートですが、6月5日で締め切らせていただきまして、回答数は263件でございました。回答者の属性として、7割以上が市内在住者でございまして、幅広い世代の皆様にご回答をいただいております。

今回のアンケートでは、市民広場に対して飲食、憩い、市民活動といった機能を求める声が多く、加えて安心安全、多世代のにぎわい、防災機能、緑豊かな空間などへの期待も確認ができました。

また、自由記述欄では、カフェや農産物直売所など、駅前のにぎわいと日常利用の両立を望む意見もありました。

また、詳しい内容につきましては分析を進めておりますので、まとめ次第お示しをし

たいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に行きます。

5月の取り組みから見えてきたこと、そしてまた10月に生かすべきこと、年間を通じてにぎわい創出の課題についてお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 5月の取り組みでは、一定の来場者数を確保できましたが、詳細分析は現在行っておりまして、秋の社会実験イベントに生かしてまいりたいと考えております。

年間を通じたにぎわいの創出には、季節や天候に左右されない仕組みづくりや、継続的に人を呼び込む仕掛けづくりが必要であると5月の社会実験を通じても感じておりまして、検証結果を生かして検討を深めていきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に行きます。

滋賀レイクスターズとの契約の締結に関しまして、質問いたします。

株式会社滋賀レイクスターズとフレンドシップ協定を締結されましたが、連携協定事項の中に7点出されています。具体的な内容を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） フレンドシップタウン協定書における連携事項として、地域交流やまちのにぎわい創出に関することをはじめとする7点を掲げております。具体的には、地域交流やまちのにぎわい創出として、今回実施した社会実験イベントへのご協力のような各種イベントへの参画や活性化のためのプロモーションが想定をされます。

また、魅力や情報発信という点について、プロスポーツチームとしてエンターテインメント性や情報発信力にたけておられることから、共同の広報施策やデジタルコンテンツの配信なども想定をされます。

今回は7点についての連携協力をしておりますが、様々な分野で協力し、協働のまちづくりを一緒に考えることで、市民サービスの向上などに伴い、住民幸福度が充実したまちづくりができるのではないかと期待をしております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 7点の中に、学校教育及び社会教育に関することとか、環境保

全に関することとかがあるんですけども、今の話がちょっと具体的には分からなかったんですが、答弁願います。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 7点の項目がございますので、7点の項目を読み上げさせていただきますと、まず1点目が、地域交流やまちのにぎわい創出に関する事、2点目が、魅力情報発信に関する事、3番目が、スポーツ振興に関する事、4つ目が、市民の健康増進に関する事、5番目が、今野並議員がおっしゃった学校教育及び社会教育に関する事、6点目が、環境保全に関する事、7点目が、その他両者が必要と認めることといたしまして、包括連携協定でございますので、今想定ができる連携の内容について挙げさせていただいております、野並議員がご質問いただきました具体的な内容ということでございましたので、1点目、2点目の内容について我々が考えるところを具体的に示させていただいたというところでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） ということは、5点目、6点目に関してはまだ具体的にはないということですね。いろんな形で連携をされる滋賀レイクスターズとの協定ですから、どんなことをされるのかなというふうな思いでこの協定の事項を読んでいましたので、具体的にになりましたら公表をしていただきたいというふうには思います。

次に2点目へ行きます。

5月29日の京都新聞に、滋賀レイクスターズが野洲駅前でのアリーナ新設について、スポーツ庁の推進事業に採択されたと報道されています。民間が一步進んで事業展開をされます。アリーナ構想については、市民アンケートなどで市民のニーズを聞く必要があります。市民が置き去りにならないことが必要と思いますが、見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず初めになんですが、株式会社滋賀レイクスターズとのフレンドシップタウン協定締結に関するご質問として受け取っておりますが、ご質問のスポーツ庁の推進事業に採択されたのは公益財団法人滋賀レイクスターズでありまして、今回市とフレンドシップタウン協定を締結しました株式会社滋賀レイクスターズとは別組織であることを前提としてお伝えをさせていただきたいと思います。

市が野洲駅南口周辺整備構想にてお示ししておりますDブロックでのエンターテインメ

ントアリーナ整備案につきましては、基本計画策定の中で実現可能性なども含めまして検討を進めていくこととしております。検討に当たりましては、もちろん市議会や市民のご意見を伺う想定もしておりまして、適切な時期に適切な手法で実施したいと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 別組織、公益財団法人滋賀レイクスターズというのと、この株式会社レイクスターズというのは別組織ということは、社長も違って、全部何もかもが全く別なんですか。ちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 株式会社と公益財団法人ですので全く別会社でございまして、社長も違います。株式会社のほうは、皆さんご承知のとおりバスケットの、プロバスケットのチームでございまして、公益財団法人のほうは、まさに公益財団法人の事業ですので、個人や企業からの集めた財産を元手に学術、文化、福祉、スポーツ振興など、社会全体の利益につながる活動を行う民間の非営利団体ということでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） その財団が、駅前でアリーナをとということですね。企業が進出していききたいというところは、企業ももうかるからね。赤字にはならないだろうと。収益が上がるからというのが、私は企業というのは基本やというふうに思うんです。

でも、もし赤字になったときには撤退するというのが、負の遺産を背負わんならんといいうふうなものがあるかと思うんですが、そういうような状況にならないために、どういうふうな形でもって臨まれるのかというのをお尋ねしたいんですけど。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

これはなかなか難しい問題でありまして、これはエンターテインメントアリーナにしても企業オフィス案にしても同じことが言えてしまうわけでありまして、来ていただいた民間企業なりが経営悪化したときにどうなるのかというものは、そこまで公共施設でない限りは、なかなかそこまで言えない状況かなというふうに思っております。

そうならないためにも、今この基本計画策定の段階等でしっかりと収支が取れるのかということ、これを支援業務を受けながら分析をしていく必要があるというふうに思っております。

また、仮にの話ですが、エンターテインメントアリーナということになれば、その活用をどうしていくのか、これは行政も一緒になって考えていく必要があると思っております。直接ではないにしても、この進出を予定される企業があれば、一緒にどうやって安定的に収益を得ていくのかということを協議していく必要があると思っています。もちろんそれは企業のためではなくて、市民の利益になるという前提で協議をしていく必要があると、このように考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 行政が、そうするとかなり関わっていくというふうな認識でいいんですか。どこら辺まで、関われば関わるほど負担なり責任なり、そういうものがついてくると思うんです。そうすると、本当に今私が言ったように、もうこれはもう野洲では集客力がない。ちょっと先を見ても、最初は皆さん関心を持って来られても、年数がたって魅力がないというふうな形で収益が上がらなくなったときに撤退ということが出てくるけども、そうならないために行政が維持していくために協議もしていくというふうな形で関わっていかれるわけですね。そこらあたりが、どこまでどういうふうな形になるのかというところ辺が分かってこない。だから皆さん、負の遺産を残されるのと違うかというふうな形になってくるんですけど、そこら辺のもう少し説明を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

今どういう関わりをするのかというものをちょっとこの場で申し上げるのはあまり得策ではなくて、やはり今後この駅前の活用を、民間企業に進出いただいてそれを検討いただくんですけども、この段階で行政がどこまで関わるのかということを言ってしまったら、それが出発点になってしまいますので、そこはあんまり、この場でどこまで関わるのかということは申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

ただ、現時点で言えることは、あくまで民間主導でやっていただくということでございまして、例えば市の税金だけで建てるとか市が全面的に運営まで担うということは想定して進めておりませんので、今申し上げた範囲の中でできるだけ民間のほう为抓手と継続的にしていただけるように、我々としましてはできる範囲の協議をしていきたいと。ここまでしかちょっとなかなか現段階では、相手方もあることになるでしょうし、申し上げられないというところでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） この駅前に関しましては、アリーナ構想というのは市長の公約にもありませんでした。市民には全然問うていません。ということで、やはりどこかの時点で本当に市民に聞くというアンケート調査なり、もう10代、20代、30代、40代ず一つとの層の人たちに聞くということを本当にやらなければ、私らも分からないんですよ。私らは、高齢者の人たちの集まりでいうと、アリーナは要らん要らんと言わはるんです。もっと若い人の声も聞かないとあかんやろうし、そういう意味では本当に50年、100年先を見据えてのところです。判断を誤ったら大変なことになるなというふうな思いがあるので、これは絶対にもう、1,000人、2,000人、3,000人規模のアンケートを取るぐらいの大きな市民の声をきっちり受け止めるということをぜひ、ぜひやってほしい。この年度末みたいなとこまでほっといたらあかんと思うんですけども、そこら辺はどこら辺まででやらなあかんというふうにお思いか、教えてください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 野並議員のおっしゃることはよく分かっていまして、同じ思いであります。しっかりとこちらのほうも、ある程度エンターテインメントアリーナの案が実現可能性が確認できた段階で、そこは意見も聞いていかなければならないのかなと思っています。

今、基本計画策定の業務は進んでおりませんので、まだ現段階では。その中で市民の意見を聞くというものは、なかなかお示しできる実現可能性の材料もございませんので、今の段階では難しいかなと思います。あくまで3案の1つとして申し上げるしかありませんけども、ただもう少し具体的なものが見えてくる段階がいずれやってまいりますので、その段階で実現可能性も含めて市民のほうにはご説明をして、案を決定していきたいと考えております。必ず市民の意見は聞きながら進めたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に行きます。

次に、子育て支援と給食の無償化などについて、お尋ねをいたします。

これまでの議会でも、学校給食は教育の一環であり、無償にすべきと発言してきました。保護者からも声が上がる中、今年4月から国として子育て支援の一環として、小学校の給食費無償化が実施されました。こうした中、県下の中では中学校も無償にしている自治体は8自治体になりました。

さらに、近江八幡市や竜王町では、私立に通う児童生徒にも給食費相当額を給付しているとか、草津市や高島市では非喫食者にも給食費相当額を給付しているなど、県下の中で無償化を実施していない町との差が広がっています。

以前の答弁で、幼稚園、こども園、小中学校で2億2,000万円の財源が必要で、財政的な問題を解決しなければならないと考えていると言われていました。しかし、小学校の無償化は国として行いましたから、中学校の無償化の費用はいくらになるのか答弁をお願いします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） それでは、野並議員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

中学校の無償化の費用といたしましては、令和8年度当初予算ベースで、7,287万2,800円が必要となります。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に、草津市では今年9月から私立も含め3歳から5歳までの保育園児、認定こども園児が3,500人の給食費の無償化も行います。子育て支援ということで財源はふるさと納税です。この3歳児からの給食無償化が進めば、保育料も給食費も無償になり、若い世代で草津に移り住む人が増えるのではないかと考えます。野洲に住めば得をする、お得感が感じられる施策が必要ではないでしょうか。保育園、幼稚園、認定こども園の給食費無償化をすればいくらかかるのか。さらに導入についての見解をお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは2つ目のご質問で、保育園、幼稚園、認定こども園の給食無償化はいくらか、また導入についての見解はというご質問でございます。

公立認定こども園、幼稚園の無償化の費用といたしましては、令和8年度当初予算ベースで申し上げますと、3,961万7,000円が必要になります。

また、民間園の費用といたしましては、公立園を参考に試算いたしましたところ、1,796万7,000円が必要となりまして、公立園、民間園合わせまして、5,758万4,000円となります。

無償化の導入につきましては、他の子育て支援施策等との優先順位を慎重に検討する必要があるというふうに考えておりまして、現時点では全保護者に対しまして給食費を無償

化することは考えてはおりません。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今、小学校で7,200万、そして3歳から5歳で合わせて5,758万、合わせれば1億3,000万ぐらいになるのかなというふうな状況だと思います。

やっぱり先ほども言いましたが、野洲に住んでよかったな、得したなというお得感ね。これは私は本当に必要ではないかと思います。これは、子育て世帯が来るということは人口が増える。これは兵庫県の明石市が証明したと思うんです。もう子育て支援に特化してやって、あの近辺で明石市の人口が増えましたから、人口が増えたら収入も入る、税金も入るということで好循環というふうなことになっています。

ですから、やはり子育てするんやったら野洲市やというぐらいの、ばーんとアドバランを上げて呼び込む、得やでというふうな、そういうふうな私は施策を思い切っしてしなければいけないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

子育て支援施策を充実させることによって若い世代を呼び込む。これは大事な視点かなとは思っています。

一方で、明石市の事例も挙げていただきましたけども、私がいろいろ調べる中で、明石市は確かに子育て支援に重点的に予算を配分していますが、その分公共事業が減っているということを当時の市長がおっしゃっています。

まちづくりもバランスよくやっていかなければなりませんので、要はどこにお金をどう配分していくのかなというところかと思っております。逆に子育てのソフトのサービスは充実しているけども、ハード面、まちづくりの都市インフラの面で、ここに来たら損したというふうなことにならないようなバランスのあるまちづくりは必要かなと、一方では思う次第であります。

また、本市におきますこの給食無償化につきましては、基本的にこれまで私も否定的な見解を示させていただきました。今般、国の責任のもとにおきまして、この小学校の給食無償化が実現されましたので、それは国の方針に従って我々も実施いたしました。本市につきましては、一般財源を投入してまでするということは、優先順位の観点からどうかというふうに思っております。

例えば、教育の現場の中で言いますと、特別支援の対策であるとか、あるいは老朽化する公共施設、学校施設、これへの対応、また施設の維持管理、非常に課題が多い野洲市であります。そこはじゃあ後回しにするのかというところもありますし、また昨今問題なのは部活動の地域展開、これも本当にやろうとすると本当にお金がたくさん要ります。今は国と県のほうが3分の1ずつ補助してくれていますけども、全国的に本格展開になりますと、数百万の話では済まない、数千万の話になってきます。

こういったことを考えますと、本当に給食にお金をつぎ込んでいいのかどうか、これは大いに議論が必要だと思っております。現段階で私は、この給食の無償化よりも必要な予算の使い方があるのではないかということを思っておりますので、現段階では考えていないということでありまして、別の部分でしっかりと野洲の魅力を打ち出すことで、若い世代に響く子育て支援をしていきたい、このように考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） とにかく、本当に野洲に来て得したなという感覚はやっぱり必要やというふうに思います。今言われた、魅力あると言われる中身もアピールせんならんというふうには思いますけども、もっとしっかりとアドバルーンを上げるのも必要と思います。

次に行きます。

野洲市において、今年からゼロ歳から3歳未満の乳幼児にごみ袋の支援が行われます。全体の予算は、1年間5枚で290万円の予算です。

守山市では、随分前から乳幼児や高齢者で紙おむつを出されている方に、申請があれば、エフを1回60枚渡されています。透明の袋にエフをつけて出すだけで、指定ごみ袋は必要ありません。失禁される高齢者もおられ、介護認定を受けておられない方にも紙おむつは必要なものだと思います。守山市のように、透明の袋で紙おむつだけを分別して出せば、子育て支援も高齢者支援もできると考えますが、エフの導入についての答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは3点目の、子育て支援、高齢者支援に紙おむつのエフ導入をというご質問でございます。

令和8年度から、これも今ご提示いただきましたとおり子育て支援施策の一環といたしまして、今年度に出生、また1歳または2歳の誕生日を迎える乳幼児の方を対象におむつ

処理の支援としてごみ袋の配布を行わせていただく、スタートしたわけであります。

また、高齢者支援施策といたしましては、おむつの処理費用の助成は行っておりませんが、おむつ費用の給付事業といたしまして、寝たきりまたは認知症によりまして、常時おむつを必要とする市民税非課税の在宅の高齢者の方等に、月額５，０００円のおむつ費用給付券を交付しているところでございます。

そういった状況も踏まえながら、今ご提案いただきましたエフの導入につきましては現段階では考えてはおりませんけども、今後支援策を考える上で、１つのサービスとして参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） 守山のエフはこんななんなんです。これは年間３０万円だけの予算で、１回６０枚渡す。年間３０万円でこれができるんですよ。２９０万円も大きなお金やと思うんです。これは１０分の１ぐらいで赤ちゃんもやし、高齢者、高齢者は寝たきりだけじゃないんです、紙おむつ。もう結構高齢者になってくると、失禁が出てきますので、寝たきりとかそういう方でなく、もっともっとそういう紙おむつは使用してほしいなと思うんです。他に迷惑がかからないように。ぜひ、そういうところで導入をやって、そして紙おむつをごみとして出すときに、高齢者やったらこのぐらいになるんですよ、紙おむつ。もう、一遍に袋がいっぱいになってしまうというところ辺でね。ぜひ、こんなが安くて皆さんが使えますので、ぜひこんなものを出していただきたいなというふうに思いますが、もう一遍、市長の見解をお願いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

新しい政策を考えるときに、お金の面もそうなんですけども、実際問題、現場でそれでごみを出したときにどんな課題があるのかということ、これもちよっと押さえていかなければなりません。他の、守山市もそうですけども、他の市でも同じような施策を取られていますので、そういった事例をちょっと研究させていただいて、野洲市でもそれが導入を問題なくできるのか、今言っていた費用の範囲に収まるのか、こういったことも考えながら、費用と効果そして実現可能性といったら大げさですけども、現場のほうに混乱が生じないか等も踏まえて研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○１３番（野並享子議員） ぜひ、効果てきめんだと思いますのでお願いします。

次に、待機児童解消について質問をいたします。

令和８年４月の時点で待機児童は８９人、国基準は５人ということが報告されました。８９人の方は、自分が住んでいる保育園、認定こども園に行けなかったということであります。この８９人の状況を知らせてください。

例えば、篠原こども園や三上こども園なら空いていると言われても、通勤の方向が違うとか、距離的に行けないとか、自転車では行けないなどがあるかと思います。

また、待機児童になったため、就労をやめられたのでしょうか。育休の延長ができたのでしょうか。以前近所の方が、保育園に入れなかったで男の子の孫の子守をしなくてはならなくなった。毎日娘が自動車で連れてきて、自宅や近くの公園などへ遊びに連れていき、昼食、夕食を食べさせて娘が迎えに来るのを待っていると。娘に泣きつかれて、この年になって孫の子守は大変というような声を聞きました。

８９人の子どもさんがどのような状況になっているのか心配します。行政も心を痛めておられるのではないのでしょうか。状況を教えてください。また、この状況を解消するためにどのような対策をとられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、野並議員の待機児童解消についてのご質問にお答えいたします。

待機児童８９人の状況についてでございますが、入所申し込みの際に、入所希望園、家庭の状況、就労状況、育児休業の取得状況等につきまして、詳細に聞き取りを行った上で入所協議のほうを実施しております。結果といたしまして、今年度は５人の方が国基準の待機児童、８４人の方がそれ以外の待機児童となっております。それぞれの詳細な状況につきましては、個人の情報も含まれているためお答えはできませんけれども、現在既に保育施設に入園されておられて、他の園を希望されておられる方や市外の方なども含まれております。

また、待機児童となられたご家庭のその後の状況につきましては、個別の聞き取りを行っていないため市として把握はしておりませんが、申し込み状況から推測いたしますと、既に入園されておられます園に通園されている場合や育児休業の延長などで対応いただいているものと考えております。

次に、待機児童解消のための対策としましては、保育士の確保が重要であることから、野洲市人材バンクの活用を中心に保育士募集に関する周知や保育士養成校への訪問等を実

施するとともに、保育士支援として各種補助制度の整備を進めてまいりました。

また、保育士が勤務しやすい環境の整備・向上等にも取り組んでいるところでございます。

本来、特定の園を希望される方を含め、全ての方が希望する保育施設を利用できることが理想ではございますが、それにはより多くの施設とより多くの保育士が必要となります。保育ニーズはまだまだ高いとはいえ、少子化は進んでおりますので、今後の動向を注視しながら施設のあり方や保育士の確保等、子どもたちのよりよい保育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 他の園に入られているか、幼稚園の延長保育を利用しておられるということですか。延長をしてとかいうのがちょっと分からなかったんですけども、今この89人の方のうち保育園に、どこかの園に行っているとか、対応できているとかいうふうなんの数は分かるんでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 再質問にお答えいたします。

先ほど延長と申ししたのは、育児休業の延長で対応いただいているかと思っておりますというお答えでございました。他の園に通われている方ですとかそういった方の人数でございますけれども、理由が重なっている方がございますので、人数が、延べ人数という形にはなりますけれども、他施設、転園を希望されている方は31名おられます。育休等の事前の申し込み、育休明けの事前の申し込みの方は18名おられます。広域、他市の申し込みの方が10名おられます。人数としては、以上でございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 保育園に申し込まれるのは、やっぱり働かざるを得ない人だというふうに思うんです。やっぱり、今大変生活も大変になっているので、だんだんだんだん女性も働きに行かなくてはならない。専業主婦がどんどん減っていつているというのは、もう幼稚園の人数が減っているということで証明されているというふうに思います。それが今の日本の現状やというふうに思います。

近所の方で育休を取っておられて、2人の子どもさんを家で見ておられて、今年下の子が2歳、上の子が5歳で、保育園に入れたと言うてはったんです。下の子は小規模保育園、

上の子はさくらばさま保育園、北野学区ですよ。私の近所ですよ。車があるから2か所、さくらばさままで行けると思うんです。チャリでは、お昼寝やらありますから、雨の日やらお布団持っていかならんのでね、月曜日には。そういう意味ではちょっとできないというのが現状やというふうに私は思うんです。

ですから、やはりもっと北野学区では竹ヶ丘もきたの保育園も両方とも入れなかったということで、本当に保育園が足りないなというふうに思うんです。だから、兄弟がそろって入れるというふうな状況にならない、ばらばらという状況ですから、やっぱり保育園がまだまだ、まだ不足しているのではないか。希望園に行けないというのも、チャリの人やったらやっぱりもう行けませんというて、言わざるを得ないのでね。

ですから、そういう意味では、保育室を、保育園を増やすというふうなことをやっぱり野洲はやっていかないと、新しい若い人たちを呼び込もうと思っても子どもを預けられるキャパがないという状況では、やっぱり魅力にはなりませんわ、野洲。行っても、子どもを産んでも保育園に入れへんでというね。それでは駄目だというふうに思いますので、若い世代に来てもらおうと思えばそういうことがもっと本当に必要やと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

確かに待機児童が出ているということで、保育施設が足りないというところもあるかなとは思いますが、もっと言えば保育士の方が足りないというのが、まず第一でございまして、施設の広さ的には受け入れができて、保育士の先生がおられなければ子どもを受け入れられないという現状がございます。施設だけたくさん建てても保育士の方がいなければお預かりすることはできないんです。今、野洲市内でお部屋が空いている園なんかもありますので、定員が足りていないというよりは、やはり保育士が足りていないというのが現状です。

議員もご存じかと思いますが、養成学校等がなくなったりとかして、保育士になる方というのが減ってきています。いろんなところで保育士不足が起こっておりますので、いろんなところで取り合いが起こっているような状況ですので、野洲市としましては、保育士の確保ができるように、働く環境の整備であるとかといったところに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 前回の質問でも、看護師さんのようにもうちょっと手厚くそういうものを持てば、そこに定着をするというふうなところ辺もありますので、もっと手当を多くするとかいろんな形で、それと保育園、保育養成のところとの提携、協定というふうなところ辺はされているんでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 再質問にお答えいたします。

養成校は、先ほども答弁のほうで申し上げましたけれども、保育士募集の周知ですとか養成校へ訪問のほうをさせていただきまして、生徒さんの状況を聞き取りさせていただいたりとか、そういったこともさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 提携をしているところでも、そこからの推薦があれば、試験なくというのかね、そこからの推薦があればもう全部保育士として雇うというふうな、そんな町もあるんですけども、そういうところまではいきませんか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 再質問にお答えします。

現在そのような提携ということはさせていただいておりません。相手方があることですので、市のほうでやりたいと思ってもなかなかすぐには実現しないかなと思いますので、そういうことがもし可能であれば、積極的にやりたいなと思いますけれども、相手方があることですので、状況を見ながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） その学校で何点以上の人たちを見て、この子のやったら大丈夫ということで推薦を出さるんですよ。ですから、そういうふうな学校として保証つきというのか、そういう人たちは受け入れるということで、どっと広げている、そんな町もありますので、やはりもっともっといろんなよそのやり方や知恵も工夫してもらって保育士を確保して、よろしくお願いします。

○議長（津村俊二） 次に、通告第3号、第2番、山本剛議員。

○2番（山本 剛議員） 第2番、山本剛です。

今回は、2件について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1件目ですけれども、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例について質問をいたします。

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例が制定、施行されたのは2004年、平成16年10月1日でありました。近隣を見ますと、合併をしなかった草津市、栗東市、守山市はいずれも1996年、平成8年に人権条例が制定、施行されています。また、湖南市、甲賀市も共に2004年、平成16年に人権条例が制定、施行されております。

ちなみに、合併以前には旧野洲町には「差別のない明るく住みよい野洲町人権擁護に関する条例」(1995年(平成7年))が、旧中主町には「中主町人権尊重のまちづくりに関する条例」(1996年(平成8年))がありました。野洲市の人権条例は8条からなり、市の責務、市民の責務、啓発活動の充実、推進体制の整備、審議会、調査等の実施が挙げられています。近隣他市の人権条例を見ても、多少文言が違う程度でおおよそ同じような内容となっております。

人権条例が制定、施行されてから既に20年以上が経過をしております。昔は十年一昔というふうに言いましたけれども、現在は三年一昔、もっと言えば二年一昔というような感覚であります。それだけ社会が早く動いている現在、人権状況も大きく変化をしてきております。この20年ほどで、それまでは課題として浮上してこなかった人権課題がクローズアップされるようになりました。従来の人権課題は、マイノリティーの人権課題が取り上げられていましたが、現在はそれにとどまりません。現在の人権課題はまさに自分事であり、人権課題がマイノリティーだけのことと思われがちであったときとは違います。虐待、いじめ、ハラスメント、ネット上の人権侵害等、誰もが被害者、加害者となる可能性があります。近年話題となることが多いハラスメントも、以前はセクハラ、パワハラが注視されていましたが、今日では、モラハラ、アカハラそしてカスハラ等が取り上げられるようになってきました。

このような状況において、国では人権課題については法整備がなされております。いわゆる人権三法が2016年に制定されました。部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法です。これらの法律が制定されたのは、東京オリンピック・パラリンピック、当初予定が2020年開催でしたけれども、コロナ禍のため2021年に開催の開催前でした。識者の間では、日本は先進国の中では人権の取り組みが弱いと思われる。だから、オリパラ開催までに法整備をしたのだろうと言われております。

部落差別解消推進法では、ネット上の人権侵害を重大に受け止めています。アウトティング等の課題も含まれます。

また、障害者差別解消法では、合理的配慮が盛り込まれています。どちらも過去に取り組みだけでは解決できないとして、法整備がなされました。

そこで、以下のとおり質問をいたします。

まず、1点目。

現在の野洲市の人権条例は、時代に適合しているか伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは山本議員の、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例について、1つ目のご質問、現在の人権条例は時代に適合しているかのご質問にお答えいたします。議員のご指摘のとおり、本市の条例制定から20年以上が経過し、インターネット上の人権侵害や性の多様性、様々なハラスメントなど、人権課題が複雑化・多様化していることは十分に認識しております。

ご承知のとおり、本市の人権条例は、人権が尊重されるまちづくりの普遍的な基本理念を定めたものであります。その第1条におきまして、全ての人の人権が尊重される社会の実現を掲げており、この理念は、時代が変わろうとも揺らぐことのない本市の根幹となるものであると認識しております。このことから、現在生じている新たな人権課題につきましても、この条例が定める基本理念に基づくものであり、現在の人権条例は、時代に適合していると考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今のご回答で、時代に適合しているということで、今の回答を伺っておりますと、野洲市の人権条例は、法律で言うところの宣言法的なものではないかというふうに解釈をいたしましたけども、それで間違いございませんでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 今議員ご指摘のとおり、そのような我々も認識でおるところでございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 宣言法的な部分を表している条例ということで、恐らくは後でひょっとしたらご回答あるのかもしれませんが、計画等で具現化・具体化をしていくということであろうかと思うんですけども、現在、やはりこれだけ時代が変わったら、

恐らく他府県ではやはり宣言法的なものにとどまらず、その条例の中に個別の課題を盛り込んでいるところもございます。県内でもいくつかあろうかと思うんですけれども、そういった部分も、やはりこれだけ時代が多様化してきていて、また先ほどご回答いただいたように、人権課題も同じように多様化してきている。そういう中で、もう少し突っ込んだものが必要ではないかなというふうに思いますけれども、重ねてのご質問なんですけれども、そういった部分も含めて、現時点では今のままでというふうなお考えでよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

他市ではそういった事例があるということでございます。

一方で、私が思っておりますのは、昨今本当に日々目まぐるしく社会が変動する中で、差別の形、また種類も多くなってきたり複雑化しているということ、いろんなところの会合に行く中でいろいろお伺いをさせていただいております。こういったもう本当に日々新たな人権の問題が生じている中でそれを条例の中で定めてしまいますと、またこれはなかなか機動的に動けない部分もございますので、現状といたしましては、今のこの理念的な条例をきちっと守りまして、機動的な対応ができる、様々な基本計画だとか実施計画の中ですぐに動ける体制が望ましいのではないかと、このような認識を持っております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今ご回答いただいたのが現時点の市の考えというふうに解釈をいたしました。今も申されましたように、本当にいろんな人権課題が出てきておりますし、一番やっぱり今問題視されているのは、やっぱりネット上の人権侵害、これは本当に深刻で、しかも今まで考えられないような事例が起こってきている。今まではうっかり差別をしてしまったとか、うっかり人権侵害をしてしまったとかということがほとんどであったんですけれども、このネット時代、もう差別の確信犯がやっぱりいるわけですね。差別をしてやろう、差別を拡散してやろうというような、今まで考えられないような人たちが出てきた。現にあるそういった人権侵害をしているグループがあるんですけれども、そういったグループが野洲市内で動画を撮影してそれをネット上に上げる、いわゆるアウティングという行為が起こってきているわけですよ。今まで考えられないようなことが起こっている。そうしたことにもしっかりと行政としても対峙をしていかなければならない、そういった状況にもなっているということがあると思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

啓発活動の充実、推進体制の整備について、十分に取り組んでいるのか伺いたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、2つ目のご質問についてお答えいたします。

本市では、野洲市人権尊重のまちづくり条例の基本理念の具現化に向けまして、野洲市人権施策基本計画を策定し、本計画の実施計画におきまして、啓発活動や相談体制の強化、具体的な新しい課題への対処を盛り込み、計画的に取り組んでいるところでございます。

啓発活動といたしましては、市民のつどいや、人と人のつどいなど、テーマや内容に工夫を加え開催するとともに、市民課待合ブースや野洲図書館ギャラリーにおきまして、モニターに啓発映像を流すなど、新たな啓発も取り入れておりまして、引き続き幅広い啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これらの実績及び成果につきましては、毎年度、人権施策審議会委員からご意見、評価をいただき推進をしているところであります。

また、推進体制の整備につきましては、国や県、各団体と連携を密にいたしまして、人権尊重のまちづくりを推進する体制の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今、具体の取り組み、それから推進体制についてお答えいただいたんですけども、具体の取り組みをいくつか例を挙げていただいたんですけども、そうした取り組みで十分というふうにお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

人権問題がなくなる限り、十分ということはないと思いますが、本当にできる限りのことをやっていく、これに尽きるのかなというふうに思っておりまして、十分ということではないとは思っていますが、現状の野洲市の体制としましては、目いっぱいやっているというような認識でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えいただいたとおりと私も思っております。

それで、やはり取り組みを進めていこうと思うと、やはり予算と人、それが十分でない

となかなかしつかりとした取り組みができないというふうに思っております。そういった意味で言いますと、私はやはり今の人員体制でありますとか予算でありますとか、もう少し頑張ってもらいたい。もう少し増やしてほしい。短く言うとそういうことなんですけれども、その辺り何とか増やしていただきたいと思いますとおるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

本当に野洲に多くの課題がございます、お気持ちはよく分かるんですけども、少ない人数で各所属が頑張っておりますので、その限られた人数でどれだけ効果を上げられるのかというところ、いろんな仕事も工夫しながらやっていきたいと思ひますし、また人権問題は、今でいうと人権施策推進課がございますけども、ここだけがやるものでもありませんので、職員みんなでこれは関心を持ちながら一緒にやっていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） なかなか、はい分かったというふうな回答は得られないわけがありますけれども、今おっしゃったように1つの担当課だけが取り組むというようなことではありませんし、全ての職員さんが取り組むべきことで、それこそ日本国憲法の三本柱の1つでありますので、基本的人権尊重というのが、そうしたことも改めて認識をし合いたいなというふうに思ひます。

それでは、1件目の最後の質問をさせていただきます。

制定施行から20年がたち、人権条例の改正が必要と思ひますけれども、考えを伺ひます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 3つ目のご質問にお答えいたします。

現在の本市の人権条例につきましては、1点目のご質問でもお答えいたしましたとおり、人権が尊重されるまちづくりの普遍的な基本理念を定めたものでありまして、全ての人の人権が尊重される社会の実現を掲げまして、時代が変わろうとも揺らぐことのない本市の根幹となるものであると認識をしております。このことから、現時点におきましては、条例の改正が必要であるとは考えておりません。

なお、人権に関します教育啓発や、差別解消への取り組み、これは滋賀県や近隣自治体

との緊密な連携のもと進めることが効果的であると考えております。今後は国や県、近隣自治体の動向も注視しながら新たな社会情勢の変化を的確に捉え、条例の理念を具現化する人権施策基本計画の充実を図ることで、人権尊重のまちづくりを推し進めていきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 1件目の、1点目の質問とかぶったところもあったんですけども、現時点で改正までは考えていない。国、県あるいは県内市町等の動向を見極めながらということでもありますので、もう先ほども言いましたように、合併したところは野洲市と同じく20年、人権条例制定から20年たっているということで、やはり見直してもいいのではないかなというような動きも、議員の側から少し出てきている部分もございます。私も役員もしているんですけども、草津市、栗東市、守山市、野洲市、それから湖南市、甲賀市、この6市で超党派で人権議員連盟、びわこ南部地域人権議員連盟というのを立ち上げまして、そこでいろいろ人権条例についても研修や勉強をしているところであります。そうしたところからも、また動き等も出てこようかと思えます。そうしたときは、足並みそろえて、いい方向で進んでいけたらなというふうに思っております。

それでは、以上で1件目の質問は終えて、次の質問に移らせていただきます。

それでは、次の質問は夜間中学についてであります。

文部科学省のホームページの中で、夜間中学の設置促進についてというページを開くと「文部科学省は、映画「35年目のラブレター」とタイアップしています」とあります。見られた人もおられると思いますが、映画「35年目のラブレター」は、非識字者の人が夜間中学で学び、文字を覚えていくストーリーです。私も見ましたし、主人公のモデルとなった人にもお会いしたことがあります。

日本はあまりにも識字率が高いがゆえに、文字の読み書きができることが当たり前と思われていて、非識字者の存在が見えにくい状況にあります。識字率が高いこと、これ自体はよいことなんですけれども、高いがゆえに非識字者が自分が非識字の状態にあることを隠さざるを得ないのが現実であります。

非識字者は経済的状況等で学校に通えないまま成人となった人たちです。日本では、震災孤児の人などもこうした状況でした。現在も非識字者がいることから、文部科学省は都道府県、政令市等に最低1校は夜間中学を設置することを呼びかけました。滋賀県ではお隣の湖南市に夜間中学が2025年、令和7年4月に開校し、現在、様々な事情で文字の

読み書き等に不自由、不便を感じている人たちが学んでいます。

そこで、以下の２点を伺います。

１点目、識字教育の意義について伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは山本議員からの、まず１点目の質問についてお答えをさせていただきます。

識字教育は、文字が読める、書けるようになることにとどまらず、人間の生活や社会参加、自己実現に深く関わる重要な意味があると考えます。社会の一員として自立して生きる力を育て、人間らしく生きるための権利を支えるものであると考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○２番（山本 剛議員） 今、教育長から簡潔にご回答いただきました。私も教育長の回答どおりだというふうに思っております。本当に文字の読み書きができるようになったということにとどまらず、例えば非識字の人がそれまで十分に社会参加なり社会参画ができなかった。そのことによって、自己肯定感が低下をしていたりとかいったようなことがやはりあったのではないかというふうに思っております。

識字教育の中でよく取り上げられる夕焼けが美しいという、恐らく教育長はご存じだと思わうんですけども、識字教室に通われた高齢の方が、それまで夕焼けを見ても何とも思わなかった。ところが、識字教室に通って夕焼けという文字を覚えた。そうして夕焼けを見たら本当に夕焼けが美しいというふうに思えるようになったという、そういった感覚の部分にまで影響が及ぼされる。それほど事ほどさようにやっぱり文字の読み書き、識字というのは大切であるというふうに思っておりますし、全国各地で識字の取り組みがなされております。夜間中学がその主軸となっているということもありますし、あるいは被差別部落等の識字教室もあります。野洲市でも、識字教室が取り組まれているということがあります。

少し野洲の識字のことについて触れさせていただきますと、私もその野洲の識字の立ち上げに関わりました。当時、野洲には当然識字の取り組みはなかったんですけども、私がそのときに大阪に勤めておまして、そこで大阪では識字の取り組み、識字教室がされているということで、当時教育委員会の課長さんに話をしたんですね。野洲でもできないのかと。そうしたら、その課長さんがたまたまだったんですけども、大阪で勤務をされた経験をお持ちであった。それで識字の取り組みも知っておられたので、それから割とス

ムーズに識字教室が開設をされていったということがございます。そして今日に至っているということです。

それでは、次の質問に移りますけれども、県内で、今言いましたように県内で唯一識字の取り組みをしている野洲市でも夜間中学が必要だと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、山本議員の２点目の質問についてお答えをいたします。

山本議員のご質問のとおり、滋賀県に夜間中学校は１校だけあり、湖南市立甲西中学校内に昨年度、令和７年度の４月でございますが、に開校いたしました。湖南市は通学できる範囲ですので、野洲市からも通学をされています。現在野洲市では、夜間中学校開校の予定はありませんが、需要が拡大するなど今後の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○２番（山本 剛議員） 夜間中学を最低１校はつくりなさいということで、文部科学省、その前には当時の首相もそういったことで、姿勢、方向性を打ち出されたということがありました。

そういった中で、そういった動きを受けて滋賀県、いろんなところが恐らく特に県内の各市町の教育長さんの中で論議等もあったかと思うんですけれども、最終的に湖南市に開校というふうになったということでもあります。恐らく、湖南市は非常に外国籍の方が多いと。いわゆるラテン系の方が工業団地等で働かれていて、そうした人たちが、やはり文字の読み書きに不自由されている状況がある。そういった状態、状況を何とかしなくてはということで、湖南市に開校という運びになったのではないかというふうに思っておりますけれども、恐らくそうであろうと思います。

ただ、通学にやはり不便さ、地元の方が行くのはそれでいいかと思うんですけれども、例えば大津でありますとか、一番人口の多い大津でありますとかの方が湖南市へ行こうとするとなかなか不便であります。電車で行こうと思うと、草津線に乗っていかなくてはいけないという、そういったこともありまして、私の知り合い、例えば大津でそうした取り組みがしたいという方と話をしていますと、山本さん、何とか大津とかでもできひんかなというようなこともおっしゃっていて、いや、最低１校やから、別に２校あっても３校あってもおかしいのになというふうな話もしていましたし、いきなりその本校２校というのが難しいのであれば、例えば湖南市の夜間中学校を本校として、それから次にできたところ

ろを分校というような扱いにするとか、いろんなことが考えられるのと違うかなというように話をしていたんですけれども、そういった部分について、先ほどの回答では、現時点ではというようなことがあったんですけど、今のようない意見といひますか、そういった大津市の方の意見等もちょっとお伝えしたんですけれども、そういった上で教育長の考えを伺ひます。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今ほど山本議員のほうからお話をいただいた件なんですけど、実はこの4月に教育行政の方針説明会というのが県でありまして、その中で湖南省の教育長から今の湖南省の夜間中学校、夜間学級のことについての報告がありました。その中をちょっとつぶさに見ていきますと、現在2年目ということになるんですけども、今在籍しているのが24名。そして、そのうちの11人が湖南省の方で、それ以外の方々が13名ということでもありました。そしてまた、20代が7人、30代が3人、40代が4人、50代が5人、60代が4人、70代が1人ということで、日本国籍、日本の方は12人、そして外国籍の方が12人というふうなことで報告をされました。

現在の夜間中学校は、多様な背景を持たれているような生徒さんが共に学んでいるというふうなことで、基本的には義務教育の学び直しのための中学校になっているというふうな話でもありました。それを、実は以前の教育長が私と話をしているときに、野洲も夜間中学校に、県のほうの調査がありましたので、ちょっと手を挙げているんやという話を聞かせてもらいました。ただ、結果的には湖南省になりましたが、それはやはり先ほど議員のほうがおっしゃったような理由が大きかったのかなというふうにして思っています。

その中で思いますと、先ほどの識字学級のことと併せてなんですけれども、私が以前勤めていた学校の中で、ある子どもを持っていた。その子は中学3年生になっとなったんですけれども、本当に毎日授業に真面目に出ているし、そしていろんな活動にも積極的やし、部活動なんかにもしっかりやっているという子だったんです。

ただ、その子にとって一番大きかったのは、実は読み書きが大変苦手でした。今で言うたら、今ほどに特別支援というものがまだまだ発達していなかったのて、そういう認識には至らなかったのかなというふうにして思ひますけれども、例えば授業中、誰々さんということで指名を受けて、ここのところを読んでくださいと言われたときに、その子は仲間の力を借りながらその本を読んでいました。仲間もみんなほんまに、この子がなかなか読み書きが苦手だということを知っていたので、もう大いに協力をして読んでいました

ので、本人にとったらそういう力を借りながらやっていましたので、さりとて自分が本当に読んだり書いたりすることが苦手だというふうな認識は、あまりなかったのかもしれませんが。板書の字もほんまにしっかりとかつちりとした字で書きました。ただ、大変長く時間がかかりました。

その子が卒業した後、当時の職業訓練校に進んだわけなんですけれども、2年間しっかりと一日も休むことなくやり遂げて、そして就職をしました。その中で、いざ運転免許を取りにいこうという話になったので、この子は教習所に行って、それでもって最終的には免許センターのほうで試験を受けてということになったんですが、実はこの子、20回受けましたが結局受かりませんでした。最高88点まではいったので、90点以上やったら合格なんですけれども、だから私がその問題集と一緒に振り仮名を振って勉強したんですけれども、結果的にその子は至りませんでした。今もう40代の半ばになっているんですけれども、職場にも自転車で行っているというふうな範囲の中でしか、なかなか就職先を選べないというふうな状況もありましたので、先ほどおっしゃったんですけれども、幸いにもといますか、野洲には識字学級があります。あるいは、湖南市には夜間中学があります。こういうものがあつたならば、この子にとっての本当に自己実現とといいますか、社会参加というか、そういったものの選択の幅ももっと広がったなと思いましたので、僕がそのとき思ったのは、せめて中学校というところでもって、義務教育という段階でもって免許センター、免許が取れるだけの力をつけてやらなあかんというふうなことを思わせていただいたような次第ですので、こういうふうに夜間中学もそうですし、識字学級もそうなんですけれども、こういうふうな学びの場というのがあることが、本当に今の私たちにはなかなか見えないかもわかりませんが、そういう人たちにとったら、本当に大事なものだということは改めて認識をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 教育長のいわゆる現職のときのお話を聞かせていただきました。

本当に非識字の人が困るのは、就職してからが多いというふうに私は聞いております。学校に行けなかって、今でいうヤングケアラーで、弟たち妹たちの面倒を見ていたとかいったようなときには、別にそれはどうということもないんですけれども、いざ社会に出ると、やっぱりどうしても文字の読み書きができないとそこの職場で定着することが難しいという、そういったことがあるんですけれども、そういったことからして教育長にはそうい

った学びの保障ができる場があればということでお答えをいただきました。

湖南省の夜間中学にも恐らく不登校の子ども等も、人等も行っているのではないかなというふうに思っております。不登校の人の受皿にもなっている。いろんな学び直しといいますか、学びの保障といいますか、そういった場に夜間中学がなっているということでもあります。

それこそ、最終的には予算の問題であろうかなというふうに思うんですけども、本当にその辺りを何とかクリアをして、学びの場を、学びの場は、私はいくつあってもいいというふうに思いますし、先日新聞を見ておりますと、読売新聞であったかと思うんですけども、湖南省の夜間中学のことが何回か掲載をされていたかと思います。たしかその教員の方のお話が少し載っていたかなと思うんですけども、それを読ましてもらっても、やっぱりいろんな人の、外国籍の方も含めて、いろんな人の学び直しの場になっているということでありました。改めてそういった場の大事さに気づいたということでありました。

そこでもう一回教育長にお尋ねしますけれども、何とか市の取り組みは県内で唯一とされているこの野洲市で夜間中学の開設、先ほど言いました分校というようなことも含めて、何とかご尽力をいただきたいと思うんですけども、再度伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 先ほどちょっと具体的な話もさせていただいたというふうな中で、現在聞いておりますと、野洲市からも３人の子どもが行っているというふうな話も聞かしてもらいました。こういうふうな状況の中でもございますので、野洲にもという思いもあるんですけども、滋賀県全体のところを考えていきますと、やはり野洲からするとやっぱり湖南省というのは近いところもありますが、長浜や高島やというところを考えていくと、やはり距離的なこともございますので、やはり全体的な中で夜間中学をどうしていくのかということを考えていかなければならないというふうにも思っています。

ただ、先ほどちょっと答弁させていただいたんですけども、よりその需要というものが拡大するというふうな状況でありましたら、また今後の状況を踏まえながら、適切に対応していきたいなということを思っております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○２番（山本 剛議員） 今お答えいただいたように、距離的に湖南省は当然お隣ですので、野洲からしたら通えなくはない。３人の方が湖南省の夜間中学に通われているという

ことで、私が過去に聞いた話、もう随分昔なんですけれども、草津の方が京都の夜間中学に行っておられたということがありました。その方と私はお話ししたんですけども、要は、滋賀県で夜間中学なり識字の取り組みがないと、当時は全くなかったですね。仕方がないからちょっと遠いけども京都へ行っているんやというようなこともおっしゃっていました。

そういうようなことでいいますと、教育長がおっしゃったいろんな距離的な部分でありますとか、いろんな他の市町とのバランスでありますとか、そういった部分もあるんですけども、近くに学びの場が選択できるぐらいにいろいろあるというのは本当に私は望ましいというふうに思っておりますので、そういったことの実現に向けて、引き続きのご尽力をお願いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後３時０５分といたします。

（午後２時４５分 休憩）

（午後３時０５分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第４号、第１１番、石川恵美議員。

○１１番（石川恵美議員） 第１１番、石川恵美。

一般質問をさせていただきます。

今回は、野洲文化ホールと文化振興活動の方向性について質問をさせていただきます。

野並議員と重複する部分があるかとは思いますが、確認の意味を込めて、答弁のほうよろしく願いをいたします。

野洲市における公共施設の大規模改修事業については、私がまだコミセンの事務局長時代に、公共施設の適正化を進めるために大規模改修工事を進めるとの説明を受け、その計画どおり各コミセンから順次改修がなされてきました。

その同時期に、文化３施設のあり方についても議論が進められました。市長が山仲市長から栢木市長に替わってもその検討は継続され、さざなみホールのみを改修して残す案が提示されたところでしたが、市民懇談会で市民の方々から駅前文化ホールを残してほしいという意見が多かったことや、当時行財政改革担当次長だった櫻本市長が、さざなみホールを改修するには多額の資金が必要で困難ということを強く進言されたことを栢木市長は真摯に受け止め、さざなみホールを廃止し、駅前文化ホールを残す方向に改められ、令和６年度に、１，４７０万かけて改修設計業務が開始されたところです。

なお、さざなみホールに関しては、当時改修を強く否定されていた行財政改革担当者だった櫻本さんが、市長に立候補されると一転、さざなみホールを改修し、子育て施設やカフェ、地産地消の施設を整備すると言われ、結局、今年度は外装調査、活用事業基礎調査を発注されて、令和10年度の改修工事を想定されているところです。そして先日の特別委員会で、野洲文化ホールの大規模改修工事の設計の結果が報告され、総事業費39億円という概算費用とともに、改修の設計を終えたにもかかわらず、今後の方向性として現施設での改修での対応には限界があるという見解が示されたところでございます。

また、誰もが注目されているところですが、現在野洲駅南口周辺事業において、1案、文化ホール大規模改修、2案、エンターテインメントアリーナ整備、3案、企業オフィス誘致と小劇場の整備の3案が検討されています。

そこで質問をさせていただきます。

問1、まず文化ホールについてバリアフリーができない内容として、2階、3階のトイレやホール内の段差の解消ができないことなどを示されていますが、それを根拠に文化ホールの施設改修はできない。廃止して壊すしかないという結論を見いだしているのか。例えば、市民の皆様にも古い施設であることを分かっていたら、その上での代替策やどこまで本当に求められているのかというさらなる検討を専門家、関係市民と行う必要はないのでしょうか。

つまり、アリーナを建てるためにそそくさとホールを潰したいという気持ちで、急いでこのような結論を出そうとしたのではないのでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、石川議員の野洲文化ホールと文化振興活動の方向性についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問であります。

ご質問の文化ホールにつきましては、改修設計を実施しました結果、改修しても完全バリアフリーは困難であるという事実をお伝えしたものです。アリーナを建てるためにそそくさとホールを潰したい気持ちで、急いでこのような結論を出そうとしたものではありません。

なお、この質問となっております前提といたしまして、議員が「当時の行財政改革担当次長の櫻本次長が、さざなみホールを改修するには多額の資金が必要で困難ということを強く進言されたことを栢木市長が真摯に受け止め、駅前文化ホールを残す方向に改められ」

と今おっしゃいましたが、これは事実ではございません。そもそもさざなみホールはバリアフリーには問題がなく、また文化ホールよりも規模が小さいことから改修費用が低く抑えられるため、やむなくさざなみホールを残そうという判断が当時の教育委員会でなされたものであります。ゆえに、私がさざなみホールのほうが改修費用がかさむことを理由といたしまして、それよりも改修費用がかさむ、かかります駅前文化ホールの改修を強く進言するというはずはありません。これは事実に基づかない指摘であることをお伝えさせていただきますまして、臆測での質問ではなく事実に基づいてご質問いただけることをお願い申し上げます。

また、後段のほうでアリーナを建てるためにそそくさとホールを潰したい気持ちで急いでこのような結論を出そうとしたものとおっしゃいましたが、まるで私がそのように思い、進めているように印象操作されることは誠に遺憾であります。お控えいただきますようお願い申し上げます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 今、そそくさと急いだのではない、そして困難だという事実をお伝えしただけだとおっしゃいましたが、この前、4月14日の資料にははっきりと現施設での対応は困難で、文化振興の場所が検討が必要だここに書いてありますよね。この前の特別委員会での説明内容もそうでしたし、どう聞いても文化ホールは潰すしかないというような結論を遠回しに感じるようにお話をされているように思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 繰り返しになりますけども、結論を申し述べたつもりはございません。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） それでは、問2問のほうに行かせていただきます。

設計のいつの段階でバリアフリー対策が十分できないということが分かったのでしょうか。それを困難だと言われるのであれば、何のために改修の設計を最後までやって、1,470万円もの費用を使われたのでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 文化ホールの大規模改修の設計につきましては、建物全体の現況や舞台、照明、音響等の各施設の状況を踏まえながら、各種法令への適合やバリアフリ

一対応も含めまして、検討を進めてきたところでございます。

その中で、設計業務の進捗に伴い、建築物の構造上の制約や既存スペースの確保の難しさから、2階、3階のトイレの配置やホール内の段差解消など、現施設のままで十分なバリアフリー対応を確保することは困難であることが明らかになったものでございます。

設計のどの段階で判明したのかという点につきましては、詳細な検討を進める中で最終的に対応の限界が整理されたものということで、実情でその段階、どの段階でとは明確にお答えすることはできません。

また、1,470万円をかけて設計を進めてきたことにつきましては、当初から現施設で可能な限りの改修方法を検討し、専門業者の知見も踏まえつつ、ホール職員と運営上の協議を重ね、現施設でどこまで対応可能かを具体的に把握することを目的としておりました。その結果といたしまして、現施設の制約や課題、必要となる事業費の概算を明らかにすることができたものであり、今後の施設のあり方を判断する上で必要な設計であったと考えております。実際に設計を進めることによりまして、現施設における課題や今後の対応の方向性を具体的に把握できたものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。

今答弁で、最初からどこまで直せるかを把握することが目的だったみたいなことをおっしゃいましたが、これは前の市長のときには始めておられますよね。私は栢木さんのほうにもちょっと確認をさせていただきましたが、前市長は直すつもりで発注をされていたんですよ。本当に最初からそういう目的で設計を始めてもらっていたんでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 設計のほうにつきましては、今の現施設をどこまで改修できるのか、議員おっしゃっていただいたバリアフリーのほうがかなり重要な課題ということもございましたので、そこはどこまで解消できるのか。改修するという方向で設計は市民部としては、進めておりました。現段階の整備案の3案の中にも文化ホールの大規模改修も含まれておりますし、その辺も含めまして改修も視野に入れながら設計のほうを進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 問3のほうに行かせていただきます。

5月27日に滋賀レイクスターズが野洲市とともに検討を進めている新アリーナの建設構想が、スポーツ庁の令和8年度スポーツ産業の成長促進事業に採択されたというニュースを目にしました。議会をはじめ市民の多くは、まだ3案の検討中という認識ですが、櫻本市長の見解を見るとアリーナの整備に決定をしているかのように見えてましたが、見解はどうでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

以前からご説明させていただいておりでありまして、市民の多くの方々の認識と同様に、3案をベースに検討中という認識であります。

なお、見解ではなくコメントはさせていただいております。お読みいただければ分かりますとおり、アリーナで決定とは一言も申し上げておりません。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問します。

私も櫻本市長がアリーナで決定したと言われたなんて一言も言っておりません。私が質問したことは、アリーナで決定しているようにしか思えないけど見解はとお尋ねしました。

正直、詳しく知らない一般の市民の皆さんはそう思っておられる方が何人もおられますよ。ニュースや滋賀レイクスターズの野洲市の検討を進めている新アリーナの建設構想の記事などを読んだり聞いたりしたら、皆さんそう思われると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

例えば、「広報やす」でも、これは我々が積極的に市民のほうに情報発信をしておりますけども、常に3案という言葉、または案という言葉をつけて配慮をさせていただいております。

また、今回財団法人のレイクスターズさんが採択を受けたことにつきましては、これは我々が進めたことではございませんので、そこは私どもが誤解させるような行為をしているわけではないというふうに思っています。また、市民にそのような誤解があるということでありましたら、市議会議員のほうからも正しく市民のほうにご理解いただけるようにご説明いただければというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） その部分だけ私が説明するというのはちょっとおかしいかなというふうに思うんですが、それはさておき、問4に行かせていただきます。

今もなお、根強く文化ホールの存続の声があり、市民の皆様から文化ホールについてよく質問をされます。「駅前文化ホールのような音響施設、音響設備、整備された施設でのクラシックや吹奏楽が、野洲で演奏をしたり聞けなくなるのでは」、「発表の場がなくなれば、長年にわたり続いてきた文化振興が途絶えるのでは」という声をお聞きします。サブアリーナで音楽もできる、文化も守れるといったような櫻本市長でのSNSでのコメントを以前に見たことがあります。そもそもエレキ以外の音楽ホールとは、どの席にいてもほぼ等しく音が聞こえる必要があります、多目的アリーナに反響板を立てて済むようなものではないと言われています。

その点については、どうお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 駅南口に必要な文化機能の確保、特に市民の発表の場の確保というご質問に関して、回答させていただきます。

議員のおっしゃいますように、文化ホールの存続の声があることも承知をしております。今後、文化ホールを存続させることを市民の大半が望むのであれば、それを選択することになることもあるかと考えております。

今ご質問の中で石川議員がおっしゃられましたご意見につきまして、内容がエレキ以外の音楽ホールとはどの席にいてもほぼ等しく音が聞こえる必要があります、多目的アリーナに反響板を立てて済むようなものでない。このご意見につきまして、今後市が野洲駅南口周辺整備を進めるため、3案から1案に絞り込む判断を行う際には、非常に重要な情報となると考えております。

ただ、今お聞きした情報だけでは判断もいたしかねます。多くの市民も関心を持たれると思いますし、我々といたしましても、今おっしゃった見解になるのでしょうか、その根拠等も含めまして、ぜひお聞きしたいと考えておりますので、次回開催を予定しております特別委員会で詳しくお示しをいただきますようお願いをいたします。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 今、今回の特別委員会で詳しく示せということですが、私も議員なので、いろんな方の自分の足で意見を聞いたりとか、分からないことは聞きに歩くと

というのが議員の仕事だと思っております。執行部の皆様もそうだと思うんですが、政策監はちょっと違うんでしょうかね。ここにメールで持っていますので、今読ませていただきますね。

「私たちアコースティックの楽器を演奏する者や声楽家がスポーツアリーナで演奏したりすることはありません。それは、スポーツアリーナに反響板を立てて済むような話ではないからです。理由は、私たちが奏でる生音の楽器は、基本的にマイクやスピーカーを使いませんので、エレキ以外の楽器は、ホールの音響特性に助けてもらわないと、その音を遠くの席にいられる観客にまで届けられないからです。よいホールは、言わば1つの大きな楽器のようなもので、楽器や歌声の生音をいかに美しく、全ての客席にほぼ等しく届けるかを徹底的に追求しています。そういう設計がされているのが音楽ホールで、その点が一般的な多目的ホールと大きく異なります。有名な音楽ホールは、残響音が2秒程度になるよう設定されていたり、かえりと呼んでいます、反響音ができるだけ短くなるようにできています。お答えになりましたか。参考まで」ということで、メールを頂いております。

改めてお聞きしますが、サブアリーナでも音楽ができると市民に発信された市長ご本人に見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

サブアリーナでできるということを私が言ったわけではなくて、公益財団法人からそのような説明がありましたと書いたんですね。私がそれを言っているわけではないです。私は専門家ではないので、その真偽は分かりませんが、そういった説明がありましたというふうに書いたもので、正しく読んでいただいて、ご質問いただければというふうに思っております。

また、おっしゃっているとおり、文化につきましては、これも大事な観点であります。今後駅前を考える上で、この文化の振興の面は十分留意していかなければならないと思っておりますが、ただ、この文化というものを、これは施設だけで守られるものでもないというふうに私は思っておりまして、音響だけでなく文化活動、これも必要な、こういったものに必要な施設設備は当然留意しなければならないというふうには考えておりますが、そこだけにこだわってしまった議論というものが本当にいいのか、そこも留意しながら全体として野洲の20年、30年先を見たときにどういった駅前が望ましいのかという議論を

すべきだと思っております。

順番としましては、どういう絵を描くのかというものが大事だというふうに思っております、その部分だけをあまり取り上げて全体の議論を止めてしまうというのはどうかなというふうに思っておりますので、そこはぜひ今後の野洲の未来、こういったものが望ましいのかというもの、ここを共に議論をまずしながら、それに伴う次の課題として、文化はどうか、どういう形で守っていくのか。こういった議論が必要ではないかなと思っております。いわゆる部分最適ではなく全体最適を我々は執行部そして議会では議論をしなければならない、このように考えております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 今政策監のほうからお聞きしたいということなので、メールをそのまま読ませていただきました。

問5に行かせていただきます。

今後の進め方として、文化振興を継続させるために、駅前南口整備と整合を図りつつ検討を進めるとありますが、どういう手法を想定されているのか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 文化振興を継続させるということが、どのような状態を指すのか分かりかねますが、昨年度見直しました野洲駅南口周辺整備構想の中に、駅前に配置する機能として文化機能というものを位置づけしておりまして、市民が求める鑑賞の場と発表の場、これを確保することを想定しているものでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 次に行かせていただきます。

既にプロポーザルが実施され、プレゼンテーションも終わっていると思いますが、約5,000万円もの業務の委託内容など、報告はいつしていただけるのでしょうか。

また、市民の声である文化振興の継続とともに、アリーナは民設民営と以前から市長は言われているが、万が一、市が整備する選択肢も考えておられるのか。または民設民営が無理だとなったときは、アリーナは諦める考えをお持ちなのかお聞きいたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） そもそもですが、市が発注する業務につきましては、従前から他の委託以外の業務も含めまして、額の大小に関わらず、特に内容を逐一報告しているものではございませんが、今回の基本計画策定業務委託の業務内容につきましては、

特別委員会委員長からも早く説明をと求められておりますことともございますので、次回開催をいただきます特別委員会で今年度業務の説明をさせていただきたいと考えております。

また、万が一という話をされておりますが、まだアリーナを整備する案に決めたわけでもございませんし、そもそも5,000人規模以上のエンターテインメントアリーナを市が単独で整備できるとは考えておりません。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問に入らせていただきます。

今、はっきりと言われました。アリーナを市が整備できるとは考えていないのですね。ということは、民間が整備されないと分かったときには、アリーナ構想を諦めるということだと理解して、再質問をさせていただきます。

そのことを判断される、つまり民間で整備される可能性があるかないかをいつ見極めて判断され、予定を立てられるのでしょうか。いつなのか、具体的にお答えください。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 答弁の中で市が単独で整備できるとは考えておりませんとお答えさせていただいたということございまして、これはまさにこれからの基本計画の肝になるところだと考えております。民間主導で5,000人以上のアリーナをというのが我々の想定でございまして、どれだけ民間の方が、どのような考えを持って野洲の、今我々の想定はDブロックでしておりますが、どのようなもので、どのような民間さんが整備をしていただけるのか、出資を、投資をしていただけるのか、それが持続可能なものなのか、それが野洲市の市民の発表の場となり得るものなのか、鑑賞の場となり得るものなのか、これも併せまして基本計画をこの中で定めてまいりたいと考えております。

基本計画の中には今3案を提示しておりますが、これを1案に絞った上で基本計画を策定していきたいと考えておりますので、その決定時期についてはその形になるかと考えております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） いつなのかというのは具体的に答えられないということでしょうか。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 年度内に基本計画を定める、申し上げますように年度内には基本計画を定めることになりまして、その基本計画は3案の中で1案を絞り込

んだ上で基本計画を策定する必要となると考えております。

今業務を発注したばかりで、これから支援事業者と一緒に工程を詰めてまいります、我々の目標としては一日も早く絞り込みたいとは考えておりますが、どれだけの作業が出てくるかも分かりませんので、今ここでははっきりとは申し上げられませんが、年度内にははっきりと計画は出しますし、そのポイントポイントがあると思うんですね。そのポイントポイントはまた特別委員会なり重要なターニングポイントが出てまいりましたら、議会の皆様にもお願いをして特別委員会を開催いただいて説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） では問7に行かせていただきます。

多くの市民の皆様が関心を持っておられる文化ホールですが、市長は常日頃から市民の方と対話しながら進めますと言っておられます。まずは、進捗状況の説明や方向性を話すことが何よりも重要だと私は考えます。この何も議会や市民に相談されないまま櫻本市長が決められて、後から報告だけが送られてくる状況や、一般の市民の皆様が参加して意見ができるような取り組みも、山仲市長のときや栢木市長のときよりずっと軽視をされているように私は感じております。

市の課題が大きく動いている中で、櫻本市長は市民に対して説明会や報告会や市議会への協議をどのように考えておられるのか。本当により多くの市民の意見を聞こうとされているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、お答えいたします。

繰り返しになりますが、エンターテインメントアリーナで決めたということは一言も申し上げてないわけであります。

その上でお答えをいたします。

進捗状況の説明や方向性を話すことは何よりも重要だと私も思っております。今後も必要な説明や対話につきまして、引き続き丁寧に進め、多くの市民意見を聞いてまいりたいと考えております。

また、なお対話を軽視しているというご発言がございましたが、私のこれは思いでありましたが、私は昨年の6月から市民との新たな広聴制度によりまして13回、約10か月で13回対応を行ってきました。これでもまだ軽視しているということをご指摘いただいて

いるわけですが、これは石川議員おっしゃいましたとおり、過去の前々市長  
また前市長のこの広聴活動につきまして少し確認をさせていただきましたら、前々市長に  
おきましては、年間の平均回数が3回そういった対応をされているようでございまして、  
それよりは4倍私はやっているわけであります。また、前市長は年間約1回ということで、  
その10倍に当たります数を市民との対話に充てているわけですが、この辺りを  
どう評価されるのかなというところであると思っております、対話の量、質ともにこれ  
までも高い水準でしているという認識を私はしておるところでございます。

さらに、私はこれまでのように市民の皆さんからの要請に基づいて対話をするだけでな  
くて、こちらのほうからも対話を持ちかけるという広聴制度に変えさせていただいたとこ  
ろでございまして、これをもって対話を軽視しているということには当たらないのではな  
いかなというふうに思っておりますので、こういった客観的な事実を踏まえていただきま  
して、ご指摘、ご質問いただければというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 私も櫻本市長がアリーナで決定したなんて一言も言っており  
ません。

再質問をさせていただきます。

前市長、前々市長の回数とおっしゃいますが、回数を、どれだけのカウントをしている  
かということだと思っております。今も市長がおっしゃいましたとおり、自分から出向いてお  
話を聞いていますというカウントが全部カウントされているのかということになってく  
るので、数とかそういうことではなくて、やはり市民の方が聞いて、それを聞いたときに、  
いろんな意見が出てくるというところに関して回数ということだと思っております。だから、  
市民の意見を聞く具体的な方法を、どういうふうに、具体的に教えていただければ私も話  
せると思うので、具体的な方法を教えてください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） すいません、ちょっと質問の趣旨がよく分からなかったんですけど、  
私なりにちょっとお答えさせていただきますと、引き続き「市長ドコでもトーク」をさせ  
ていただいています。これはテーマはいろいろでございますけども、こちらの市政の状況  
をお伝えして、その中からご意見いただくということもございまして、また市民の皆様か  
ら特定のテーマをご提示いただいて、これは要望ではなくていろんなご提案をいただいて、  
それに対して対話を重ねるということもやっております。

また、どうしてもこの対話の中でやはり駅前の話というのはほぼほぼ必ず出てきていまして、いろんなご意見をいただいておりますし、誤解があったりいろんなこともありますので、その中で誤解を解いて、それぞれ3案がありますよということから、またそれぞれの3案の中身でありますとかいうことを繰り返し報告させていただいております。

また、市の中の職員とも対話をかなりやっておりますけども、その中でも、必ず駅前についての考えを職員にいろいろ自由に意見を聞いたりとかいう形をしております。

このように様々な機会を通じて、駅前だけではないんですが、いろんな意見を聞きたいなというふうに思っております。

また、もう少し事業サイドで言いますと、政策監も先ほどから答えていますとおり、節目節目がございますので、野並議員の答弁の中でも私は申し述べたと思うんですが、一定の、例えばエンターテインメントアリーナの案で言うと、実現可能性が何か確認できたりとか、新しい事実が出てきたりとか、何かアンケートの、駅前のアンケートの結果がまとまったとか、その節目におきましては、議員の皆様にもしっかりとお伝えすることで議論を進めたい、具体的にはそういうことになるのではないかなというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 最後になりますけれども、野並議員がおっしゃいました1,000人単位、2,000人単位でアンケートを取ってと、私も本当にそうだと思います。本当にたくさんの人の意見を聞いて、何が本当に野洲市にとって一番いいのかというのを考えていただきたいというふうに思います。

その辺については、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） これも野並議員にお答えしましたけども、手法はいろいろあると思いますので、できる限りの手法をもって積極的に市民の声は聞いていきたいなというふうに思っております。

○11番（石川恵美議員） 終わります。

○議長（津村俊二） 次に、通告第5号、第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 本日の最終を務めます、稲垣でございます。

一連の報道を受けた本市の都市計画法運用及び市政運営の適正化について、通告に従い質問させていただきます。

今回は、件名の第1回目の質問となります。

現在、関係機関への確認、そして前所有者のご遺族との間で市民相談を受けております。政務調査の過程にありますことから、本日は簡単な確認にとどめたいと考えております。

質問の構成は前半が、通告にありますとおり、都市計画法に基づく用途変更申請に関わる審査手続について、後半が、市政に対する信頼回復及び運営体制についてになります。

それでは、前半の部分を行います。

都市計画法に基づく用途変更申請に係る審査手続についてですが、当該事案において市へ提出された用途変更の申請に関し、報道の発端である土地取得、当時の経緯から現在に至るまでの行政記録及び審査プロセスについて、報道で指摘されている内容と照らし合わせながらその適正性を改めて都市建設部長に確認させていただきます。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 都市計画法に基づく用途変更申請に係る審査手続の適正性についてのご質問にお答えいたします。

市街化調整区域における建築行為の許可は、都市計画法第34条の市街化調整区域の許可基準に基づき、厳格な基準が設けられております。本市におきましても、無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を保持するため、許可基準に照らし厳正かつ公平に審査を行っております。都市計画法に基づく用途変更の許可審査は、提出された申請書類及び添付資料に基づき、同法第34条第1号から第14号に規定される立地基準のいずれかに該当するかを精査するものです。審査におきましては、申請者の属性、予定地の立地条件、計画建物の用途及び敷地規模といった各号固有の要件との整合性を確認し、示された客観的事実が立地基準に適合するの可否かを厳正に判断しております。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） では都市建設部長、市側は、原課としては手続は適正に行ったということで、まずは理解してよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 前任より事務全般を引き継いでおります。これまでの本市の都市計画法に基づく許認可事務につきましては、法令に基づき厳正に処理されており適正なものであったと認識しております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 再度確認いたしますが、土地取得当時から現在に至るまでの

行政記録を原課として全て精査した上での回答というふうに今受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 確認した上での結果です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 分かりました。今回の用途の変更申請の提出に至るまで、申請人との間で当然、これは原課として公文書の申請書以外に事前相談や打合せを当然されていらっしゃると思うんですが、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 議員がお聞きになっているのが、個別案件なのかちょっと分からないんですけども、一般的には申請者の方が申請されたら、それぞれの内容について書類が適正であるか等確認はしております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 部長からそのような答弁が返ってくるということはあらかじめ想定はしていたんですけど、僕は単純なことを今聞いたんですけど、私の質問に端的に答えてもらえますか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 確認をしたかどうかということですか。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 私が聞いたのは、要は手続が適正であったと部長が答弁されました。

再度確認いたしますね。今回、申請人との間で事前相談や打合せは当然行われていらっしゃると思うんですが、そのように理解してよろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 申請がなされたときは、事前に申請者の方から相談を受けることもありますし、その際は相談を受けて適切な助言等をしております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ということであれば、その相談記録というのは公文書に当たると思うんですが、そのように理解してよろしいですか。

都市建設部長にお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 相談に来られたものに対して全てを公文書として残しているわけではなく、その場で例えば窓口のカウンター等でやり取りしているものについては、それぞれ質問についてお答えしているだけですので、全てを公文書としては残していないです。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今回は報道でもありますように大変重大な案件で、通常は起こり得ないような案件ではあるんですが、これは一般論で部長、考えますと、当然相談した内容は原課で公文書として残すのが一般的だと思うんですけど、残さない可能性があるということですか。今の答弁を聞きますとそのようにも伺えますが。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 申請に来られたときの状況によりますけれども、申請の例えば事前段階とかで来られたときに、全ての相談内容を公文書では残していません。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今回残していないというふうに言い切られましたね、部長。再度確認を求めます。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） その状況に、個別案件によると思うんですけれども、残している場合もあれば残していない場合もあると思いますので、全て残していないというわけではないと思います。場合によると思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 恐らく今のことを要約しますと、案件のレベルによると思うんですよ。一般論でですけどね。今回ののは多分、野洲市の始まって以来の重大案件だというふうに私は思っているんですが、残す場合もあれば残さない場合もあるということであれば、一般論的には今回の案件のレベルに関しては残すものというふうに通常、一般市民の方が聞かれたらそう思われると思うんですが、その辺り部長、どうでしょうか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 今おっしゃっているのが個別の案件のことにおっしゃっていると思いますので、この場での議会で論じることでは適切ではないと考えますので、一般論から言わせていただくと、個別の案件の事情によって、残している場合もあれば残し

ていない場合もあるというお答えになります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 分かりました。ということであれば、現状、その辺りの事情を含めて個別案件ということで答弁を差し控えていただいて構わないんですが、部長は現在、仮に残していれば、残していないのか分かりませんが、その辺りも含めて全て把握していらっしゃるということで、当然私も通告を出していますので把握されていらっしゃるということが僕は一般的かなと思うんですが、同じそこは共有ということでよろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 通告いただいた内容については、確認してから本質疑に臨んでおります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 私すごく単純なことを聞いているんですが、遠回しにそのように表現していただかなくても、僕は別に今回のことと言っていないので、もしあれば把握していらっしゃるということで、この議場に臨んで出席されているということで、理解してよろしいですよ。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 全ての用途変更に関する申請に関して、過去のことを全て確認してきているわけではありませんので、どの案件についておっしゃっているのかはちょっと分かりませんが、過去に用途変更についての問題について、一連の状況は前任から引き継いでおります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今回1回目ですので、そのような答弁をいただくと、ちょっと2回目とかに再度こちらとしても政務調査をした上で再度確認することがあるかもしれませんが、次の再質に移ります。

これは市民感情からして部長、慎重を期すべき事案だとは考えてはいるんですけど、これは顧問弁護士によるリーガルチェックというのは当然事案によってはなされていらっしゃるということで理解してよろしいですか。リーガルチェックなしに進められるということはないですよ。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） こういった市街化調整区域での用途変更等に関して、いろ

いろ相談、法律的なアドバイスをいただく場合に関しては、顧問弁護士の方に相談したりとかしながら進めております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） これは当然その申請の段階では性善説といいますか、申請主義に基づいて、窓口で提出された書類について、そのように対応されると思うんですが、今回、短期間で、ちょっとこれすいません、議論の擦れ違いになるかも、かみ合わないかもしれないんですけど、個別事情が答弁できないということなのでね。ただ私としては、これは市民から椅子をいただいてこちらに臨んでいますので、問いかけるしかないんですけど、これは短期間で申請から許可が出ているんですけど、これは僕は単純に行政として十分な検証をされたのかなというふうに疑義を持っているんですが、その辺りを部長、引き継がれているということを聞きましたので、再度確認を求めます。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 用途変更の申請が出ました場合は、大抵2、3週間で申請から許可を出しております。状況によっては、例えば申請の混み具合だとか、内容が簡単な確認であることとかいろいろな状況がありますので、そのときの。によっては2週間より早いこと、私も4月から来ましたけれども、調整区域での許可についてはそれより早い場合もあるのは確認しています。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 今回とその個別事情になりますので、今回とその案件についてという聞き方は避けましょう。同類という言い方をさせていただきますね。これは当然このようなレベルの話であれば、前所有者、相続人とかも含めると思うんですけど、簡易的な事実確認は最低限、僕は行政として必要なのではないかなと思うんですが、その点部長いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 基準に基づいて申請書の書類等、記入内容もしくは添付書類がついておりましたら、その基準の内容については確認いたしますけれども、それ以上のことはどの案件であってもしておりません。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） では、一般的でない案件に関しても、申請主義に基づいて事実確認をしないというふうに部長の答弁を私は理解したんですが、よろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） どういった案件でも同じような基準で公正に審査をしております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 分かりました。仮に部長、今回の一連の行為が都市計画法違反であった場合、あった場合ですよ。行政的・道義的責任は最終的に誰がどのように取るのか、答弁を都市建設部長に求めます。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 違反の、例えば状態である用途変更が、申請が出された場合ですけれども、建築当初の目的と異なる利用が判明した場合には、行政の役割はそれを単に放置することではなく、法令が定める基準に適合するよう速やかに是正指導をさせていただいております。その過程で申請内容が現行の許可基準を完全に満たしていることが確認できれば、不適合状態を解消し適法な状態へ移行させる手続として変更を許可することが適当であると考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 部長、そんな難しいことを僕は聞いていないんですよ。回りくどい言い方をされなくても。私は、都市計画法違反で一連の行為がそれを前提にされている場合に、誰がどのように責任を取るのかということを聞いているので、答弁をお願いしますか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 用途変更の許可に関しましては、決裁権者は都市建設部長になります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） ちょっと首をかしげているんですけど、都市建設部長が行政的・道義的責任を負うんですか。

再度答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 決裁権者としては、都市建設部長であると申し上げた次第です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○ 17 番（稲垣誠亮議員） 部長、回りくどい答弁がラリーで続くんですけど、もっと単純に端的に答えていただいたらいいんですけど、これは当然この書類の用途変更の申請に関する申請の宛先の書類は誰になっていますか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） それは市長になります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○ 17 番（稲垣誠亮議員） にもかかわらず、私は行政的・道義的責任は誰にあるのかというのを聞いた際、都市建設部長と答えられました。ちょっとおかしくありませんか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 道義的な責任が誰であるか答えたわけではなくて、決裁権者が都市建設部長であると答えました。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○ 17 番（稲垣誠亮議員） きちっと話聞いていただいていますかね。私ちゃんと文章として成立するように話しているんですけど、私はちゃんと何回も今、2、3回続けましたけど、行政的・道義的責任というふうに申し上げたけど、何か今の答弁を聞いていると、そのようなつもりで言ってなかったと。二転三転するんですけど、端的に答えてもらえませんか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 行政的な最終的な責任というか、長であるのは市長であるというふうに認識しております。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 稲垣議員のその質問趣旨がよく分からないんですけども、今回は適正に処理をしているということを、適正に基準に基づいて処理をしているということを部長が申し上げます。これが適正に処理されていないのであるならば、私の責任になるんでしょうけど、適正に処理はされているわけです。規定にのっとって。それで何で道義的責任が出てくるのか。それをご提示いただかないと部長も困っています。これにどこに道義的責任が出てくるのかということだと思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○ 17 番（稲垣誠亮議員） まだこれは過程なので、ちょっと最後まで聞いていただいから、ご判断いただいたらいいと思います。私は市民感情に照らし合わせて適切な質問を

したと思っているので。

では、次に参ります。

すいません、ちょっと1個言い忘れていました。今、行政的責任の所在については、部長のほうから市長と訂正をいただきました。道義的責任については、先ほど都市建設部長にあるというふうに答弁が出ましたが、それは市長に訂正するという事でよろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 最終的な責任については、市長、決裁権者は都市建設部長という形になりますので、道義的な責任がどこにあるのかという形については、最終は市長という形でよいと思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 私は決裁権者とは一言も言っていないので、ちゃんと聞いていただけますでしょうか。お願いしますね。

では、次に行きます。

今回もそうですし、今回に限らずこの審査の前提に当たった事実関係がそもそも崩れていた場合、行政としてはこれまでの判断の誤りを認めるようなこともあるのか、それとも一切認めないのか、都市建設部長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 用途変更については、基準に基づいて行っていて、それが変わらなければ特に判断が変わることはないと思います。前提が変わるということであれば、基準に基づいたものが、出されるものがもし変わるのであれば、それは是正していただく形になっていくかなと思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） つまり、判断の誤りを認めるということで理解してよろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） その判断の誤りを認めるというのは、何に対する判断の誤りがちょっと私分りかねるのですが、基準に基づいて許可したもののについては、内容が変わらなければそのまま許可は下した状態ということになります。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 単純にちょっと聞いているつもりなんですけど、ゆっくり話

します。当然、これは一般論的には所管庁によっていろいろですけど、事前の相談や聞き取りがあって、申請に至るというフローだとは思いますが、そもそも申請に至る相談の内容で、事実とは異なるようなことを申告して申請が許可されたと。

ただ後々、その内容、相談に至る内容を含めて事実とは違ったと、そういう場合のような話を僕はしているんです。単純な話なので、お答えいただきたいんですが。

○15番（東郷克己議員） 議長、議事進行。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後4時05分 休憩）

（午後4時07分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員の発言を許可します。

○15番（東郷克己議員） 質問通告書の1枚目には、稲垣議員もよくご承知されているかと思いますが、朱書きで当日の質問内容とできるだけ同じになるように通告をしてくださいというような旨の言葉が書かれています。

しかるに、先ほどからの再質問以降の内容については、到底この1問目の質問、都市計画法に基づく用途変更申請に係る申請手続についてから適正性を改めて確認させていただきたいという言葉で終わるこの内容の範疇には入ると考えますが、一方で、到底この質問内容から、先ほどから矢継ぎ早に質問されている内容は、担当部署として想定できるものでは全くないと考えます。これを聞かれるのであれば、1、何々何々何々、2、何々何々、3、何々何々という形で全て通告すべきだと考えております。

したがって、この再質問、先ほどからかなり詳細な内容を矢継ぎ早に質問されておりますが、これは本来通告すべきものであって、通告しないで再質問でこの質問をされているのは不適切と考えます。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員に申し上げます。

一般質問のあり方については、昨年度来、申合せ事項を見直しております。その趣旨に沿って質問をしてください。

続けてください。

○17番（稲垣誠亮議員） 休憩でいいですか。ちょっと発言があるんですけど。

○議長（津村俊二） もう暫時休憩は解いています。会議は開いています。

稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮議員） これは事前の通告の中で、行政記録及び審査プロセスという内容について私は通告を出しています。その内容について十分な答弁がないので、こちらとしては再質問せざるを得ないという状況にあるんですけど、再質問、それに従って再質問させていただいてよろしいですか。

○議長（津村俊二） はい。

○１７番（稲垣誠亮議員） では、質問を再開いたします。

すいません、結局審査の前提となる、ちょっと繰り返しなんですけど、事実関係が事前の相談や等と全く乖離したもの、事実と反することがあった場合、原課としては是正指導とかというお言葉も出ましたし、行政としての判断の誤りをその際は認められるということで理解してよろしいですかというふうに先ほど聞いたので、再度単純にお答えいただいてもよろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 判断自体が、もし審査の内容に基づいて間違った判断をしているのであれば、判断は間違っていることを認めると思います。なので、間違っていない審査結果であれば、それはそのまま継続することになるのかなと。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮議員） それも含めて先ほどご答弁いただきましたけど、最終的には市長が責任を負うということで理解してよろしいですか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 市長名で審査許可を出しておりますので、そういう形になるかと思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮議員） 今回、一連の報道によるということで、件名タイトルにも通告を出させていただいているんですけど、これは当該申請地の申請人作成による売買契約書並びに重要事項説明書が発見されたと報道にはございますが、都市建設部長はその内容を把握されていらっしゃるでしょうか。していませんか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 個別の案件につきましては、用途変更に関する申請の個別の案件については、お答えできません。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮議員） 一般論的にでもそのように報道が出ている以上は、普通は把握されるのが自然かなと思うんですけど、その自然の価値観については同じレベルというふうに理解してよろしいですか。

（「どこの、何の話ですか」と発言する者あり）

○１７番（稲垣誠亮議員） 私の時間なので。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 質問があった件に関しては、事前にいろいろ確認しながら質問、答弁に臨んでいると、臨むのが通常の行為だと思いますので、そちらについては、稲垣議員と同じ認識かと思います。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮議員） では、前半の都市計画法に基づく用途変更申請に係る審査手続については、以上で終了したいと思います。

すいません、部長ちょっと僕、緊張して興奮しているからちょっと言い方がきつかったかもしれないんですけど、申し訳ありません。

では、後半の質問に入らせていただきます。

後半については、市政に対する信頼回復及び運営体制ということについて、副市長に答弁をお願いいたします。

今回、一連の報道等が市民の市政に対する信頼に与えている影響を鑑みて、市政運営の観点から今後の行政事務の適正な進め方について、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 林副市長。

○副市長（林 毅） お答えをいたします。

今後におきましても、市民の市政運営に対します信頼を損ねることがないように、市長を先頭に私自身も市長をしっかりと補佐いたしまして、常に組織全体に目配りをしながら、法令等様々な定めに従った適正な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮議員） 答弁ありがとうございます。

副市長、今年度から、令和８年から副市長に就任されまして、この本件の発生時には、報道内容の発生時の用途変更の申請の際には、職務に就いていらっしゃらなかったと思いますが、就任後、本件についてはどのような経緯で把握されたのか、経緯をお伺いしても

よろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 答えられますか。稲垣議員、通告にないんですけども。

○17番（稲垣誠亮議員） いや、再質問として安易な内容だと思いますが。いつ知ったか、それだけですわね。就任後というふうに答えていただいてもいいですわ。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後4時15分 休憩）

（午後4時16分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

林副市長。

○副市長（林 毅） お答えをいたします。

今回の質問に際して、都市建設部長から状況を把握させていただきました。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） もう終了いたしますので、もうしばらくお付き合いいただけたらと思います。

本件を把握されて、コンプライアンス上特に問題なしと即断されたということで理解してよろしいですか。

○議長（津村俊二） 林副市長。

○副市長（林 毅） お答えをいたします。

先ほども都市建設部長がお答えをさせていただきますように、許可基準に基づきまして必要書類を確認し、書面審査が原則の中で許可をしたというようなことでございますので、特に問題ないというふうに考えていたところでございます。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） では、前半と後半を締めくくるに当たって、市長にもし答弁いただけるのでしたら、お願いしたいと思っています。

もう、1問、2問の話なので、すぐに終わります。

これは前所有者の遺族さんから、新聞の紙面の報道にもありましたけど、市長の説明に対して納得されていないんですよ。もっと端的に言うところちょっと怒っていらっしゃって、報道内容にあるN氏の名誉回復をやはり強く求める切実な声を私は直接伺っているんです。市長のこれまでのご主張と、ご遺族側の事実の認識については著しく乖離がある状態でございます。この乖離がある状態について、市長としてどのように受け止められるか答弁を

お願いします。

○議長（津村俊二） 市長の個人的なことでするので、答えられる範囲で。市長、できますか。

市長。

○市長（櫻本直樹） ここは本当に野洲市政について、やはりここは議論する場だというふうに思っております、私の、今おっしゃっているのは、私が私人であった18年、19年前のことです。極めてプライベートな話の当時であります。そのことをこの議場で議論するのが野洲市議会なんですか。それは議会の総意なんですか。逆にそれを問いたいぐらいです。こんなことをここでやってしまうことが、野洲市民が期待している野洲市議会での議論ではないというふうに思っておりますので、ここでお答えするのは適当でないというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 市長は一般職ではないんです。特別職でいらっしゃるんですよ。なので、市民のこれ、要は報道内容がこれは全5回に出されてしまって、公然化されてしまっているんですよ。この事実を踏まえて、特別職たる市長としては、私は行政的には答弁責任は伴うと思うんですけど。

再度お伺いいたします。

ご遺族と市長の、市長の従来の説明にご遺族は納得していらっしゃいません。乖離がございます。それについて、ご説明はできないというふうに理解してよろしいですか。

○5番（益川教智議員） 議事進行。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後4時20分 休憩）

（午後4時23分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員の発言を許可します。

○5番（益川教智議員） 先ほど来、稲垣議員より質問が繰り返されていますが、過去の私人であったときの櫻本直樹氏個人の行動に対して繰り返し質問されていますが、先ほど市長がおっしゃったとおり、この場は今後の野洲市政がどうあるべきかということを議論する場でありまして、これ以上の質問は、不要であると判断いたします。

よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 益川議員のご主張、この用途変更の申請は市長就任以後の手続なんですよ。まずは、その後に滋賀報知新聞さんの5回の報道にわたって、市民にまず公然化されているというところが私は大きいのではないかと考えています。

今回通告に出している報道に従って、もう終わりますけど、質問をさせていただいて、なおかつご遺族からの市民相談を受けて私は行っていますので、何か私が搜索したり私自らが主導して質問を出しているわけではないので、ちょっとは理解してもらえます。全部を理解してくださいと僕は言わないので、少しは市民相談によるものであるというふうにも理解していただけたらと思います。

益川議員の今のご主張を聞いて最後締めくくりたいと思います。

市長、何も私は市長を一方的に糾弾しようとかそんなことは毛頭思っていないんですよ。これは信じていただきたいんです。私が願っているのは、市長とご遺族との間であまりにもちょっと乖離があるので、当然市政にとっても市民にとっても極めて不幸な事態ではあると思っているので、それを解消したくて僕は本日この登壇に至っております。

今日はこれで質問を終わりたいと思います。

○議長（津村俊二） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、来る6月15日は午前9時30分から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時26分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年6月12日

野洲市議会議長                      津村俊二

署名議員                              東郷克己

署名議員                              奥山文市郎